

農林物資規格調査会 議事録

農林水産省消費・安全局表示・規格課

農林物資規格調査会 議事次第

日 時：平成25年 4 月 26 日（金）10:28～14:55

場 所：農林水産省 第 2 特別会議室

1 開 会

2 審議官挨拶

3 議 題

（１）日本農林規格の見直しについて

- ・ 構造用パネルの日本農林規格
- ・ フローリングの日本農林規格
- ・ 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格
- ・ 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格
- ・ ジャム類の日本農林規格
- ・ マーガリン類の日本農林規格
- ・ ショートニングの日本農林規格
- ・ 精製ラードの日本農林規格
- ・ 食用精製加工油脂の日本農林規格
- ・ チルドハンバーグステーキの日本農林規格
- ・ チルドミートボールの日本農林規格
- ・ 果実飲料の日本農林規格
- ・ 農林物漬物の日本農林規格
- ・ 風味調味料の日本農林規格
- ・ パン粉の日本農林規格

（２）その他

4 閉 会

○越野上席表示・規格専門官 定刻となりましたので、「農林物資規格調査会」を開催させていただきます。事務局の越野でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、委員の皆様には御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員の出席状況でございますが、仲谷委員が所用のため欠席されております。また、夏目委員につきましては遅れるとの連絡をいただいております。

現在、12名の委員のうち9名の委員が御出席されており、過半数を超えておりますので農林物資規格調査会令第6条の規定により、本調査会は成立しております。

また、審議の際に原案作成の経過を報告させていただく関係上、原案作成委員会の事務局を務めました独立行政法人農林水産消費安全技術センター担当官が出席されていることを御報告させていただきます。

本調査会は、農林物資規格調査会運営規程に基づき公開となっております。傍聴を希望される方を公募いたしましたところ、34名の方が応募されており、本日傍聴されております。

それでは、調査会運営規程に基づき、阿久澤会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 おはようございます。阿久澤でございます。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に基づきまして、塚原審議官に御挨拶をお願いいたします。

○塚原審議官 おはようございます。審議官の塚原でございます。

本日は、委員の先生方におかれましては御多用の中、御出席を賜りましてありがとうございます。また、日ごろから我が国のJAS制度の推進につきまして御指導、御協力をいただいております。合わせて御礼を申し上げたいと思います。

今年度に入りまして初めての調査会になりますけれども、先生方には平成23年の8月から委員をお引き受けいただいております。それ以降、今回で6回目ということになりました。この間、約2年弱でございますけれども、数多くの規格につきまして御審議を賜っております。合わせてお礼を申し上げたいと思います。

本日でございますけれども、構造用パネルをはじめ15の大変多くの規格につきまして御審議いただくことになっております。時間はこの会議場を1日取ってございますので、慎重審議といいますか、じっくり御議論をいただければと思いますけれども、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いをしたいと思います。

簡単でございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入る前に、本日の総会の議事録署名人の指名を行います。調査会運営規程によりまして会長が指名することになっておりますので、今回は古谷委員と林委員に

お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から資料の確認と、議事内容の公表についての説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がございます。

次のページに、委員名簿がございます。

資料でございますが、構造用パネルから16の見直し基準まで一通りあると思いますけれども、次第の後ろのほうに本日配付いたしました資料の一覧が書かれております。ここに書かれていないものがございましたら、事務局のほうへ御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

あとは、机上配付資料は委員の皆様のみ本日担当官が説明する際に使用させていただきます説明資料を用意させていただいております。1つが「構造用パネルJAS規格について」、もう一つは「フローリングJAS規格について」、これは午前中に使うものでございます。あともう一つが、「JAS規格における食品添加物の改正について」、この3点が机上配付資料となっております。大丈夫でしょうか。

本日の議事内容は、後日発言者の氏名を明記の上、農林水産省のホームページで公表いたしますので御承知ください。以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、見直し案の審議を始めます。議題1です。「日本農林規格の見直しについて 構造用パネルの日本農林規格（改正）」ということでございます。この見直し案について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 それでは、構造用パネルの日本農林規格の改正案について御説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料1の1ページ目を開けていただけますでしょうか。「日本農林規格の改正について」の諮問でございます。そして、審議事項でございますけれども、1－3ページ目を見ていただきたいと思います。

「趣旨」としましては、標準規格の性格を有するものとして所要の見直しを行うということ。

改正の「内容」といたしましては、表面または裏面に被覆材を貼付した構造用パネルを新たに規定すること。含水率試験等の方法を見直すことなどがございます。

本日審議いたします15規格全てについて同様に諮問が出されておりますが、内容の説明は改正案の説明と重複する部分がございますので、以降の説明は省略させていただきたいと思います。

それでは、調査結果及び改正案の内容等につきましては担当官から説明させていただきます。

○池田表示・規格課課長補佐 林産物の規格の担当をしております林産物規格班の池田で

ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、構造用パネルの日本農林規格の見直しにつきまして、お配りしております資料をもとに御説明させていただきます。

まず、規格の見直しについて御説明する前に、毎回御説明させていただいているところですが、規格の概要等について簡単に御説明を差し上げたいと思っております。お手元にお配りしてあります机上配付資料ということで、絵が描いてあるものがあると思うんですが、**「構造用パネルJAS規格について」**というものでございます。

構造用パネルと申しますのは木材の小片、細かく削ったものを接着剤で接着して板状にしたものでございまして、一般に木造住宅、ツーバイフォー住宅ですね。そういう住宅の床ですとか、壁ですとか、あとは屋根の下地材というようなものに使用されております。建築業界では、英語文字の頭文字を取りましてOSBとも呼ばれています。これからサンプルを回しますので、御覧ください。

ここに製造工程ということで図を入れておりますけれども、まず丸太を長さ10cm程度、幅3cm程度の小片にスライスしていったものを乾燥機で乾燥させる。その後に接着剤、ワックスを配合して混ぜ合わせて、その後にフォーミングというものがございまして、繊維方向がおおむね一定になるように並べていく。それをマット状にしまして、圧縮ということでここに絵がありますけれども、ちょっと米粒みたいな小さい、ぽつぽつというものが下のほうにあると思います。これが人でございまして、かなり大きな装置で圧縮をして固めていく。それを裁断するというので、板が製造されております。そういう製造工程をとっているものです。

次のページをお願いしたいと思います。これが、JAS規格で定めております品質の基準あるいはJASマークとともに表示します表示事項について示しているものです。

まず品質の基準でございまして、構造用パネルの規格ではまずきちんと接着が行われているか。接着剤で固めておりますのでその基準となります**「接着の程度」**の基準。

または、曲げに対する強さの基準でございまして**「曲げ性能」**の基準。

さらに、パネルが雨に濡れて水を含んだときに膨らむということがあるんですが、その程度を示す**「吸水性」**の基準。

または、構造用パネルというものは柱に壁という形で釘で打ちつけて施工されますので、その釘の利き具合といいますか、その判断の基準となる**「釘耐力性能」**。

あとは、シックハウスの原因となります接着剤から放散されるホルムアルデヒドの放散量の基準。

あるいは、表面の仕上げですとか、寸法ですとか、そういう基準を定めています。

「表示事項」といたしまして、JASマークとともに品名ですとか、寸法ですとか、ホルムアルデヒド放散量に関する表示、あとは構造用パネルの使用に当たって強度性能の高い、曲げに対する強さの高い方向を示します強軸方向という矢印での表示ですね。あとは、製造業者名等を表示することとしております。

5番目はアンダーラインを入れておりますけれども、この被覆材料につきましては今回の改正で追加をすることを考えているものでございます。

以上が、簡単でございますけれども、構造用パネルの規格の概要でございます。

それでは、次に規格調査の概要について御説明したいと思っております。資料1の構造用パネルの4ページ目をお開きいただきたいと思っております。今回の規格調査の概要について御説明いたします。

まず「品質の現況」で「製品の流通実態」ですが、先ほど御説明いたしましたように構造用パネルは建築用の構造用部材あるいは内装用、梱包用材という形で流通しています。JAS規格の基準については、先ほど御説明したとおりでございます。

「品質の実態」ですが、市場に流通している製品について独立行政法人農林水産消費安全技術センターによりまして製品を買い上げて行った調査の結果、全てJAS規格に適合したJAS品でございました。規格改正につながるような品質の傾向等は見られておりません。

次に「生産の現況」ということで、生産の方法につきましては先ほど図で御説明したとおりでございます。

「生産量」ですが、構造用パネルは北米及びヨーロッパで生産されたものが輸入されております。国内での生産はございません。国内での流通量ですが、20万m³前後でございますけれども、国別で見ますと平成23年の実績でカナダからの輸入が77%、大半を占めています。

次に「格付の状況」でございますけれども、次のページになります。昨年8月時点、認定事業者数というのは10事業者でございました。全てが外国の事業者となっております。格付量は表のとおりでございますけれども、国内流通量の大半がJAS品ということとなっております。

次に「取引の現況」ですけれども、製品の取引につきましては海外からのものということもございまして、商社等の流通業者を通じての取引が一般的となっております。また、規格につきましてはこれまで単板積層材ですとか集成材ですとか、いろいろと規格はございますけれども、この構造用パネルにつきましても同様に建築基準法関連の告示ですとか、建築関連の仕様書等に引用されています。

「使用又は消費の現況」ということで、国内流通量のほぼ全量が建築用材、梱包用という形で消費されているというふうに考えております。

「将来の見通し」でございますけれども、構造用パネルの需給、林産物関係の製品につきましては押しなべて同じような状況でございますが、住宅着工戸数によるところが大きいということで、今後ともその増減に左右されるものと考えています。それで、将来的には大幅に住宅着工戸数が増加するということが見込めない中で、一昨年、22年10月に施行されております「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえました各種の取り組みによりまして、公共建築物での木材の利用の拡大、さらにそれを契機とした形での木材一般住宅への波及というところも考えられるといたしますか、期待されるところ

でございます、そこでの増減に左右されるところもあろうかと考えています。

「国際的な規格の動向」でございますけれども、ISO規格におきまして構造用パネルについての規格が制定されています。

次のページ、その他ということで記載していますが、構造用パネルのJAS規格につきましては昭和60年～61年にかけて日米の林産物協議が行われています。その中で、米国からの要請を受けまして昭和62年に規格が制定されたという経緯がございます。

以上が、調査の概要でございます。

次のページになりますけれども、規格の改正案の概要でございます。

まず「規格の位置付け」としまして、ただいま御説明いたしましたように構造用パネルの日本農林規格につきましては建築その他一般に供される構造用パネルに適用され、建築基準法等に引用されているほか、業者間の取引基準として利用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献していることから、「標準規格」として位置付けられるものと考えております。

「改正案の概要」でございますけれども、2点挙げております。まず、表面または裏面に被覆材料を貼付した構造用パネルについて新たに規定する。また、含水率試験等の方法を見直すなどの改正を考えています。

具体的には机上配付資料、先ほど御覧いただいた配付資料のほうで御説明をしたいと思います。

それでは、机上配付資料の3ページ目を御覧いただければと思います。今回の改正で大きなものが、製造事業者側から要望をいただいた項目でございます、構造用パネルの表面、または裏面に透湿防水シートと呼ばれるものですとか、アルミ箔を貼ったものをJAS格付できるようにしてもらいたいという要望に対応したものでございます。

構造用パネルは、住宅の壁ですとか屋根の下地材に使用されるということで御説明したところでございますけれども、住宅などを建てる場合に実際の建築の現場ではJAS品の構造用パネルをまず柱に打ちつけて、その後に建物外部からの雨水の侵入を防止する防水性と、あとは壁体内、壁の中で生じる湿気を外気に逃がすための透湿性を兼ね備えた透湿防水シートという薄いシート状のものを貼りつけたり、あるいは太陽光からの熱を遮ることを目的としたアルミ箔を貼りつける作業というものが行われているということでございます。

この点につきまして、工場の段階であらかじめシートを貼ったものをJAS格付したいという要望がございました。

それで、先ほどの構造用パネルといいますのは海外で生産され、国内での生産はないということで御説明したところでございますけれども、製造工場が所在します北米の政府機関からも国際会議の場等を通じまして要望が出されているものでございます。この要望に対しまして、今回表面または裏面に被覆材料を貼ったものについても規格の対象として追加したいと考えています。

なお、このシートを貼ったものを規格の対象にするに当たりましては、シートを貼った

ことによって構造用パネルの元々の性能に影響がないかということについて確認を行うこととして試験方法の改正を考えております。

具体的には、シートなどを貼ったものが構造用パネルの性能を満足しているか。または、シートがはがれた場合でも規格で定める性能を満足しているかについて試験の種類、剥離試験とか、曲げ試験とか、さまざまな試験があるところでございますけれども、それぞれの試験に応じてシートを張ったままの状態での試験、さらにシートをはがしての性能試験ということで性能を確認することとしています。

この点につきまして、製造事業者側の負担をお願いする形になるところではございますけれども、性能を確保するという観点から、今回の改正におきましては試験を行うことを条件としたところがございます。これについては製造者側、要望していただいている側からの了承も得ているところがございます。

次に、ほかの規格との並びで改正するものとしまして、試験方法の改正がございます。

1点目ですけれども、木材が多くの水を含んだ場合、乾燥することによりまして曲がったりですとか、反ったりですとか、そういう狂いが生じることになります。このため、林産物のJAS規格では製品の乾燥の程度について含水率という基準を設けまして、規格上、設定しているところがございます。今回、この含水率の試験方法について他規格との規定ぶりと合わせ、試験に使用する試験片の大きさを明記したり、試験の方法を具体的に記載するという改正を行うこととしております。ここに書いてありますけれども、これまで試験片は適当な大きさで取りましようとして書いていたものを、実質20g以上という形で取っておりますので、そこをきちんと明記するというような改正でございます。

2点目でございます。構造用パネルの規格では、シックハウスの原因とされるホルムアルデヒド放散量に関する基準を設けているという御説明をさせていただいたところがございますけれども、この放散量を調べる試験方法の見直しでございます。試験に使用します試験片の枚数について、試験装置に収まらない厚みのある製品が出てきている。正確な放散量の把握には影響が出てくるのではないかという意見を踏まえまして、試験片の枚数を一定枚数、これまで10枚ということで厚さにかかわらず固定したわけでございますけれども、その規定を見直しましてJISの規格を参考にして試験片の一定の表面積、1,800cm²ということにしておりますが、そこに合わせて枚数を採取する方法に変更していきたいと考えております。

この後また御審議いただきますフローリングにおきましても同様に、この点については改正を予定しております。

以上が、今回の主な改正の内容でございます。時間の関係上、規格本体を使用せずに御説明しておりますけれども、今回の改正ではこれらにかかわる規定の見直し、規定の追加のほか、前回までの調査会で御審議いただきました集成材ですとか、製材ですとか、単板積層材の規格の見直しと同様に、規格中の全ての表、または図につきましてわかりやすいようにということで、それぞれ通し番号とタイトルをつける改正、あるいは常用漢字にか

かわる修正、ここで行きますと平仮名で表記しておりました「はく離」を「剥離」に変えるという修正など、他規格との表現ぶりの統一なども合わせて改正を行いたいと考えています。

以上が、構造用パネルの改正の内容でございます。なお、原案作成委員会における原案から文言の整理等を除きまして大きな変更はございませんでした。この改正案につきましては、今後法令的な観点から字句の修正等の変更の可能性がございます。

次に、資料の26ページ、最後のページでパブリックコメント等の結果について御説明をいたします。今年の2月15日～3月16日、1か月間募集をしたところでございますけれども、意見等の提出はございませんでした。

以上が、構造用パネルの日本農林規格の見直しに関します農林水産省としての説明でございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に構造用パネルの日本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要について説明をお願いいたします。

○原案作成機関(中田) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの中田といいます。原案作成委員会の事務局を務めさせていただきました。

それでは、原案の作成委員会の議論の概要につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

構造用パネルの日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、渋沢達也独立行政法人森林総合研究所複合材料研究領域複合化研究室長を委員長としまして、製造業者、利用者等の各分野の代表17名の委員からなる合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センター、FAMICが務めました。

委員会での審議の状況ですが、平成24年1月27日～平成24年11月7日まで、小委員会を含めまして計5回の審議を行いました。審議の結果、規格の位置付けに関し、建築基準関連法令等に引用されており、建築の原材料での業者間取引の基準として、使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献していることから、「標準規格」として位置付けることが適切と判断されました。

また、規格調査で得られた改正要望等を踏まえ、表面または裏面に被覆材料を貼付した構造用パネルを規格の対象とすること、含水率の試験方法について他規格との整合性を図ることなどを改正事項として検討を行い、合理的根拠が確認されたことから全会一致で改正することとされました。

なお、参考までに、改正要望があったもののうち改正に至らなかった主なものに、1つ目としまして吸水厚さ膨張率の試験方法を見直してほしいということ。2つ目としまして、面内せん断性能を追加してほしいということ。3つ目としまして、保存性能を追加してほしいということ。4つ目ですが、ひき板の繊維方向を直角に積層接着したCLTの規格化といったものがございました。

1つ目については、試験方法の変更については多角的なデータ等に基づき、次回以降の見直しにおいて引き続き検討することが必要であるとされたこと。

2つ目については、類似する性能として釘接合せん断が規定されているため、新たに規定する必要性が乏しいこと。

3つ目については、保存処理に関するデータ等の提出時期が遅く、十分な検討ができなかったこと。

4つ目については、CLTは現行の構造用パネルと製造方法、使用法に大きな違いがあることから、新たに独立したJAS規格を制定することが適当であると判断されたこと。

これらを理由としまして、今回の構造用パネルの規格改正では対応しないという結論になりました。

原案作成委員会事務局からの説明は、以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、構造用パネルの日本農林規格の改正案について、御質問や御意見等はございますでしょうか。

菅委員、どうぞ。

○菅委員 確認なんですけれども、規格そのものということではないのですが、この木片を固めるために使った接着剤のホルムアルデヒドの放散量というのが基準としてあるということでしたが、そこにまた物を貼るということに関して、そこから出てくるホルムアルデヒドというのがあるのかどうかわかりませんが、そういうものは十分満たせることになっているのでしょうかという確認でございます。

○阿久澤会長 では、お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 資料1の11ページでございますけれども、ここがホルムアルデヒドの放散量の関係でございますが、御指摘がございました貼ったものはどうなのかということでございますけれども、ここで基準値を設けておりますが、貼ったものについては取り除いて試験をしたものと、貼った状態のままの2種類で試験を行うことにしまして、両方で基準値をクリアしていなければ、表示が隣の欄にございますけれども、基準値の一番低いものが「F☆☆☆☆」ということが表示がありますが、そういう表示ができないということになりますので、そこは大丈夫でございます。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。

それでは、林委員お願いいたします。

○林委員 この規格は非常に木材関係のJASの中でもユニークでありまして、どこがユニークかといいますと、ほかの基準がいわゆるつくり方、製造の仕様を決めた製造規格と言われるものに対して、この構造用パネルのJAS規格というのは性能規格なんです。曲げ性能あるいは今、御質問にあったようなホルムアルデヒドの放散量等、そういった性能を満足すれば、つくり方はどうでもいい。

例えば、これは樹種などは決まっていませんし、接着剤の種類なども決まっていないと

ということで、非常にユニークな規格だと思うのですが、御説明の中ではこれは「構造用パネル」イコール「OSB」のような御説明だったのですが、これは実態として構造用パネルというのはOSBしかつくっていない、あるいは流通はしていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○阿久澤会長 事務局のほうからお願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 私の承知しているところでございますと、先生の御指摘のように構造用パネルといいますのはこのOSBだけではございません。繊維方向をある程度並べて直交させるというように製造されたものがOSBと呼ばれるものでございますけれども、そのストランドの短いものでつくった「ウエーハーボード」とか、あとは方向性がばらばらなものも構造用パネルの規格で対象にしています。

ただ、ここで性能基準ということで曲げの性能を規定しておりますけれども、それをクリアするにはやはりOSB、その配向性を持たないとなかなかこの基準に合致するのは難しいと聞いておりますので、基本的にはこのOSBが今の規格の中では対応していると考えています。

○阿久澤会長 どうぞ。

○林委員 例えば、構造用のパーティクルボードというものがございますね。あれなどでも、もしつくりたいということでその性能さえ満足すれば、これはここで読めるということになるわけですね。

○池田表示・規格課課長補佐 そうでございます。当初、この構造用パネルという規格ができたときでございますけれども、やはり最初はOSBということだけで規格をつくるということも考えられたようでございますが、そこだけではなくて、御指摘のありましたパーティクルボードの様な、これに類するものも規格の対象にするということで、OSBと異なる規格名になっています。

○林委員 わかりました。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。それでは、そのほかございますでしょうか。

受田委員、お願いします。

○受田委員 受田でございます。2点ございまして、まず細かいところなのですが、1－17ページに含水率試験に関してその詳細を新旧で対照させておられます。その中の「試験方法」でございますが、旧のほうは100℃～105℃で乾燥、ここが新は103±2℃で乾燥というふうに改定されております。

まず、この改定のやり方というものがほかの基準等を参考にして改定されたのかどうかを伺いたいと思います。

○阿久澤会長 では、まず1点お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 この点は、製材の規格の改定で、この100℃～105℃というちょっと文言的にわかりづらいところでもあるということで、そこはプラスマイナスとい

うことで表現するというような改正をしております、それに合わせた改正でございます。

フローリングですとか、ほかの規格につきましても同様に合わせていきたいと考えています。

○受田委員　ちなみに、食品の場合は105℃、105度乾燥法と一般的に言われる105という数字が出てくるんですけども、ということは木材に関しては103度乾燥法というふうにみなすということですか。

○阿久澤会長　お願いいたします。

○原案作成機関（中田）　私のほうから答えさせていただきます。

基本的にこの103℃±2℃というのがISO、木材関係の国際規格のほうはこちらのほうの温度帯での乾燥をするというのが一般的に使われているということで、そういったところを参考に103℃±2℃という形で温度のほうを決めさせていただいたということでございます。

○受田委員　わかりました。ISOを基準にしているということですね。

それから2点目でございますが、これは全体を通じた統一性の問題で少し指摘をして、ここで全てが解決されるわけではないのかもしれないということも少し念頭に置いて指摘をさせていただきます。

1－22ページ等ですけれども、容量を示す単位に関してです。例えば、1－22のよう素溶液に関しての濃度であったり、それから全量フラスコに入れる容量であったり、リットルという単位が方々で使われております。ここはLで表現をされているんですけども、恐らく今日議論されるいろいろな改定の中でもう一つ、スモールエルとしてlの表現があったり、さらにはイタリックのℓを変更するというようなこともございます。この辺りは統一がとれていないので、木材に関してはLを使うとか、そういう区別があるのかどうかをお伺いして、あとのところでまた統一性について御議論いただければと思います。

○阿久澤会長　どうもありがとうございます。この件について、木材関係ではこういった単位を使っているということでよろしいでしょうか。

○原案作成機関（中田）　木材関係の理化学的な分析にかかわるものの容量の表記につきましては、一応Lを使わせていただいているということで整理はさせていただいていると思っております。

○阿久澤会長　どうもありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、そのほか御意見、または質問等がございませんようですので、異議はないということでよろしいでしょうか。この構造用パネルの日本農林規格については、原案どおり改正するというでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長　それでは、異議なしということで、その旨報告させていただきます。

続きまして、フローリングの日本農林規格の見直し案の審議を行います。事務局から、

資料の説明をお願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 それでは、引き続きまして私のほうからフローリングの日本農林規格の見直しにつきまして、資料をもとに御説明をさせていただきます。

規格の改正の内容の説明の前に、お手元の机上配付資料、横長の図が入ったものですが、そちらを参考にして御説明します。

フローリングといいますのは、一般になじみのある言葉だと思いますけれども、住宅などの床に使われているものですが、JAS規格ではこの板や合板などの木質系の材料の表面、または側面に加工した床板についてその品質等の基準を定めております。サンプルをお回しいたします。

この規格でございすけれども、昭和28年、床板の規格ということで規格化されまして、その後、広葉樹フローリング、あるいは広葉樹の天然乾燥床板、木質複合床板というものが昭和49年に統合されてフローリングのJAS規格ということで現在に至るまで住宅などの床に使用されるフローリングの基準として使用されています。

この図ですけれども、フローリングの規格の体系を示したものでございす。フローリング、木材から切り出しました板そのものに表面への塗装ですとか、この上のほうですけれども、側面に加工を施した単層フローリングと呼ばれるもの、あとは合板ですとか集成材などの表面に化粧用の板を貼りつけたものを複合フローリングというふうに区分しております。

側面への加工については、サンプルで御確認いただけたと思うのですが、最後のページを御覧いただきたいと思うんですけれども、「参考」ということで載せております。「さねはぎ加工」と「あいじゃくり加工」ですね。側面加工といいますのが、この図にありますように隣り合う板がずれないようにかみ合わせを設けておりまして、この様な加工をフローリングでは行っています。

また、元のページにお戻りいただければと思います。単層フローリング、ちょっと細かくてわかりづらいんですけれども、体系図の下のほうにイメージとして示しておりますが、1枚の板だけのものをフローリングボード、板を複数合わせたものをフローリングブロック、そして若干短い板を複数、ここにありますように互い違いみたいな形で組み合わせたのをモザイクパーケットと区分しています。

また、複合フローリングにつきましては使用する木質系の材料によりまして1種から3種という区分を設けておりまして、今、回っております一番フローリングの板の厚い部分ですね。そこに使用する基材というものですが、そこに合板を使用するものを1種、集成材を使用するものを2種、その他のもの、例えば先ほど林先生からもございましたけれども、パーティクルボード等を使ったものを3種というふうに区分しています。

次のページでございす。こちらは、フローリングJASで定めている品質の基準、あとはJASマークとともに表示する表示事項について示したものでございす。フローリングの規格では、やはり床板ということで使いますので、材面の品質、表面の品質ですとか、あと

は段違いの基準、これはフローリング独特でございますけれども、フローリングを張り合わせていくときに隣り合う板同士がどのくらい差があつていいかという、その許容する範囲を示す基準です。

また、含水率の基準、接着の程度の基準、たて接ぎを行った部分の品質に関する基準などを定めています。

また、JASマークとともに表示する事項といたしまして、品名ですとか、用途ですとか、使用している樹種名ですね。それから、合板を使っているものですとか、集成材を使っているものですとか、そういう材料名、あとはホルムアルデヒドの放散量、ここはフローリングということで住宅の中に使われますので、一番規格の中では重要視されているといえますか、使用される側、製造事業者側がJAS規格を取得される主な目的の部分になりますけれども、ホルムアルデヒド放散量、あとは化粧加工の方法ですとか、防虫処理の方法ですとか、寸法などを表示することとしています。

以上が、簡単でございますけれども、概要でございます。

次に規格調査の概要について御説明いたします。資料2、フローリングの資料でございますけれども、4ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず「品質の現況」で「製品流通の実態」でございますけれども、ただいま御説明しましたとおりフローリングは体育館の床ですとか、あとはアパートですとかマンション、一般住宅の床に使用されております。

「JAS規格の基準」につきましては、御説明したとおりでございます。

「品質の実態」でございますけれども、市場に流通している製品についてFAMICにより実施された調査の結果、JAS品以外のものがございますと材面の欠点ですとか、接着性能などの基準を満たしていないものがある。ただ、ここではホルムアルデヒドにつきましてはやはりクリアしているという状況でございました。

次のページを御覧ください。「生産の現況」でございます。フローリングは、大半が国内で生産されております。一部、台湾ですとか、中国ですとか、インドネシア、マレーシア等から輸入されています。

フローリングの製造工程ということで、ここで例示しておりますけれども、板を乾燥させて、その表面を研磨して、先ほどのさね加工、側面の加工を行つてというようなことでつくられています。

次の「生産量」ですけれども、平成23年の国内の生産量は5,000万㎡でございます。この表で御覧いただくとわかるかと思っておりますけれども、平成19年に比べまして15%程度減少しています。これは、住宅着工戸数の変動と大きくリンクしているという状況です。

次に、「格付の状況」でございます。昨年8月時点の認定事業者数は、国内で62社、海外で21社ということになっております。

なお、格付率でございますけれども、実際に拾われている統計が面積単位でございます。我々が把握している格付量は容積単位で把握しておりますので、単純に比較できない

ということで格付率は出しておりません。

ただ、住宅に用います建築資材は、先ほど申し上げましたようにシックハウスの原因になるホルムアルデヒド放散量の規制がかかりますことから、JAS品、JIS品、あるいは国土交通大臣が認定したものということで一定の制限がかかってきております。その点から考えますと、一定程度の製品がJAS格付されているものと考えております。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。「取引の現況」でございます。製品の取引につきましては、建材メーカー、製造者との間の相対、商社を通した取引、あるいはホームセンター等での販売があらうかと思えます。

「規格の利用状況」でございますけれども、こちらも先ほど御説明いたしましたとおり建築基準法関連の告示ですとか、建築関係の仕様書等で使用されております。

「将来の見通し」、次のページでございますけれども、こちらについては先ほど構造用パネルで御説明しましたとおり、住宅着工戸数との関連で今後も変動していくのだろうと考えています。

国際的な規格ということで、フローリングの海外の規格、ISOの規格を並べております。

一番下、「その他」ということでございますけれども、フローリングの関係の団体、生産する事業者側の団体ということで大きく2つの団体がございます。一般社団法人日本フローリング工業会と日本複合床板工業会の2つの団体がございます。今回の規格改正案の検討をいただきました原案作成委員会には、この両団体から委員として参加いただきまして御意見等を頂戴しています。

次のページを御覧いただきたいと思います。改正案の概要ということになります。

「規格の位置付け」といたしましては、ただいま御説明いたしましたように建築用に供される単層フローリングですとか複合フローリングに適用されている。また、建築基準法等に引用されているほか、業者間の取引として利用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献していることから、「標準規格」と位置付けられるものと考えております。

「改正案の概要」ですが、4点ほど挙げております。木質系材料の構成比率等の定義を明確化する改正、複合フローリングの基材による区分の廃止、材面の品質による等級区分の新設、使用されていない防虫処理薬剤の削除などの改正を考えています。具体的には、配付資料で御説明をしたいと思います。

それでは、配付資料のほうに戻っていただきまして、3ページ目を御覧いただきたいと思えます。

まず1点目でございますけれども、フローリングの定義の明確化を行う改正項目でございます。現在の規格におきまして、フローリングにつきましては「主として板その他の木質系材料」を用いた床板ということで規定しています。それで、基材と呼ばれるものに使用する合板ですとか集成材をどの程度使わないといけないのか。あるいは、逆に木質系以外の材料をどの程度使ったらよいかというところが明示していない。「主として」という

ところで、ぼやっとしている状況でございますけれども、明示していなかったところでございます。

今回の改正に当たりまして、木質系材料以外のものの適用の範囲を明示してほしいという要望がございまして、実態として運用され、製品としても流通している基準をもとにしまして、表面加工の材料及び基材に用いられている木質系材料の合計の厚さが、表面加工の材料及び基材の合計厚さの50%以上、半分以上が木質系、さらに基材と呼ばれるフローリングの芯になる部分ですけれども、そこには木質系の材料を使用しようという規定ぶりになりたいと考えています。

それで、図ということで例示しておりますけれども、一番下に不陸緩和材というものがございしますが、コンクリートの床などの下地は全てが平滑なといいますか、平らな状態ではございませんので、それを補うためにクッション性のある発泡系の素材というものが貼りつけられておりますけれども、これが不陸緩和材と呼ばれるものでございます。ここを除いた部分の50%以上が木質系の材料であって、かつ表面の部分を除いた部分ですね。この基材の部分には木材、木質系の材料を使うということを条件としたいと考えてございます。

2点目でございます。その下のところでございますけれども、複合フローリングに関するものでございます。複合フローリングにつきましては、フローリングの基材、芯になる部分ですね。そこに使用する材料によりまして、1種、2種、3種という形で区分しているところですが、基材に用いる材料、従来の合板のみ、集成材のみというものから、それを組み合わせたものとか、さまざまなものが出てきているという状況でございまして、基材による性能基準を求めている、この区分の必要性がなくなっているということで、1種、3種といった区分を廃止して、複合フローリングについては一本化したいと考えております。

この点、後ほど御説明いたしますパブリックコメントにおきまして、廃止すると性能がわからなくなってしまうのではないかなという御意見があったところでございますけれども、現在の規格上、もともと1種とか3種といいますのはフローリングとして求めている性能が変わらない。例えば、ホルムアルデヒド放散量ですとか、表面性能の基準というのは全て同じでございます。また、現在の規格でも基材に使用する材料というのは、例えば合板を使ったものであれば合板、集成材であれば集成材ということで記載、表示することとしておりまして、今回、廃止後においても変更することは考えておりませんので、品質等の確認は可能であり、その点は問題ないと考えています。

次のページを御覧いただきたいと思います。3点目の改正でございますけれども、単層フローリングの材面の品質、表面の品質に関するものでございます。

現在の規格では、単層フローリングにあらわれます節ですとか、あとは変色と呼ばれます色むらのある部分など、そういう表面上の欠点につきまして、その許容される程度を示す基準を定めています。

今回の改正に当たりまして、その節ですとか変色などについて利用者側の判断で、例えば自然物、木材というのは自然物でございますので、その木材そのものの節ですとか色合いを好む、特に気にしないですとか、あるいはかえってそちらのほうがいいという声もあるという状況の中で、木材の有効利用の観点からも現在規格の範囲から外れているものであってもJASの格付ができるようにしてもらいたいという要望がございました。

この要望に関しまして、今年の3月に御審議いただきました単板積層材の改正でも同様の改正を行ったところでございますけれども、強度的な担保が求められているものを除きまして、現行の基準値の範囲を超えるものについて格付ができるようにしたいと考えております。

この表に例を挙げておりますけれども、改正の考え方といたしましては現行の基準のものそのまま残して1等ということ、それから新たに基準値の範囲を広げたもの、そこはあくまでも強度性能の影響が少ないといえますか、ないものについての基準を、ここにありますと「利用上支障のないこと」、この節の②の針葉樹を材料としたもので直張り用にあつて直径40mm以下というものがありますけれども、これは「利用上支障のないこと」としています。

ここは、その次のページの参考を御覧いただければと思うんですけれども、実際にフローリングの施工の方法として一番上の「根太張り（ねだばり）」と呼ばれるものと「直張り（じかばり）」と呼ばれるものと2つがございまして、「根太張り」と呼ばれるものが木材を下に栈木のように入れて、その上にフローリングを載せるというものです。もう一つが、コンクリートですとか合板の上、床の上に直接フローリングを張りつける「直張り」というものがございます。

今回、直接張りつけるものについては強度性能というところは問われませんので、この部分について範囲を広げたものを新たに2等という形で追加をしていきたいということで、実際に使用いただける選択肢を増やしていきたいと考えています。

以上が、主な改正のポイントでございます。この改正では、これらにかかわります規定の見直しですとか規定の追加のほか、構造用パネルで御説明いたしましたようにホルムアルデヒド放散量試験の試験片の採取枚数の見直し、あとはこれまでの規格の改正と同様に防虫処理薬剤として規定した薬品の削除ですね。それから、資料の最後のページにもう一度戻っていただくのですが、「雁行タイプ」というものを一番下に入れております。これは、フローリングの板を斜めにずらしたものでございますけれども、このタイプ自体が現行の規格ではなかなか読みづらいところがあったということで、この雁行タイプというものを規格の中に位置付ける見直しなどを行いたいと考えております。

また、規格中の全ての表や図について通し番号とタイトルをつける改正、他の規格との表現の統一などの改正を行いたいと考えています。

以上、改正の概要でございまして、原案作成委員会における原案から文言の整理等を除いて大きな変更はございません。この内容につきましては、今後法令的な観点から

字句の変更等の可能性がございます。

次に、パブリックコメントの結果について御説明したいと思います。資料の54ページでございます。今年の2月15日～3月16日、構造用パネルと同期間、パブリックコメントを実施しまして、9企業から9件、9人の方から御意見がございました。それぞれの意見につきましては、この55ページ以降でございます。

まず、1点目でございます。「基材に使用する材料によって区分される複合フローリングの1種～3種の区分を廃止すると、その性能が不明確となるので区分を維持して欲しい」という御意見でございました。

先ほど御説明したところでございますけれども、1種～3種の区分の廃止は基材に使用する材料が多様化している中で性能区分を設ける必要がないという御指摘を踏まえて対応したものでございまして、改正後におきましても使用した材料名を表示するほか、ホルムアルデヒド放散量、または必要に応じまして吸水膨張性性能等につきましても表示事項として表示することになりますので、品質等の確認というのは十分可能だと考えております。この点から、原案のとおり進めていきたいと考えています。

2点目でございます。これは、不陸緩和材を貼付したフローリングの寸法の許容差 ± 0.5 mmは大きいので、0.4mm程度とすべきではないかという意見でございます。

先ほど御説明しなかったところでございますけれども、今回の改正におきまして寸法の許容差のうち厚さにかかる基準につきまして不陸緩和材というスポンジ状のものを貼ってあるものと、貼っていないものを分けて基準を考えるとということで、現行の ± 0.3 mmから0.5 mmとすることとしたところでございます。

資料2の13ページの下の方に「寸法の許容差」というものがございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、不陸緩和材につきましてはコンクリートの床ですとか、木質系の下地材の上に、ある程度クッション性のあるものを貼りつけてありますので、その性質上、測定差が若干生じてしまうということで、そこを緩和してもらいたいという要望を踏まえて、この不陸緩和材を貼ったものについて許容差を見直すことにしております。この改正につきまして実需者側の意見も確認して改正することとしておりますので、原案のとおりとしたいと考えています。

3点目でございます。単層フローリングに2等を設けたとしても、設計図書では1等しか利用されず、2等が選択されるのはコストダウンのときだけだと思われる。2等については基準を緩め過ぎだと思うので等級区分は不要であるとの意見でございます。

先ほど規格改正の御説明で申し上げましたとおり、節ですとか、あとは変色、色むらですね。そういうものがあるものについても気にしない、あるいはそういうものを好むというニーズへの対応ということ、あるいはそういう資源の有効活用という観点から、強度性能を求めている直張り用、直接張り込むフローリングについて等級区分を設けたものでございまして、そこは全てを緩和するというわけではなくて、あくまでも現行のものは現行のもの、新たに追加するものは追加するということで区分分けをして選択肢を広げると

いうことの改正を考えておりますので、原案のとおり対応したいと考えています。

4点目でございます。材面の品質に関するものでございまして塗装仕上げの基準については表面が平滑なものとそうでないもの、うづくり加工があるので表面状態を分けて規定してほしいとの意見でございます。

資料2の31ページになるかと思います。ここで「塗装仕上げ」というものがあるんですが、現行は「表面が平滑、かつ、均一に仕上げられた状態であること」という規定をしております。その点に対する意見でございます。

この点につきましては、うづくり加工と呼ばれますフローリングの表面を「のみ」で削ったように意匠的にでこぼこにしたフローリングというものがあるのですが、その塗装仕上げを行った場合、現行の規格だと平滑ということですので、ぼこぼこになっていると平滑で読めないんじゃないかということでの意見がございました。そういうことで、今回塗装の基準でございますので、「気泡、塗装むら等が目立たない状態であること」というふうに規格のほうを改正したいと考えているところでございまして、御意見にあるものについてはこの改正案で対応することとなると考えています。

最後は5点目でございますけれども、ホルムアルデヒド放散量試験の試験片の採取方法に関するものでございます。

意見では、改正案では厚さによって表面積が1,800cm²とまらないものもあるため、1,800cm²になるように補正処理した上で基準適合の判断を行うこととしてほしいというものでございます。

これは、御意見にございますように、フローリングの厚みによりましては総面積が1,800cm²を超える試験片の数となるものがございます。ただし、これはあくまでもホルムアルデヒドが放散される面積としてはプラス側になるということでございまして、試験としては安全側での判断を行うものでございます。

また、この点について、補正係数が必要となるまでの差異はないということで委員会においても判断されたところでございまして、原案のとおりとしたいと考えています。

その他、今回の改正箇所に関係のない御意見がございました。その点につきましては、今後の見直しの参考とすることとしたいと考えております。

フローリングの日本農林規格の見直しに関する農林水産省からの説明は以上でございます。

○阿久澤会長　ありがとうございました。

それでは、フローリングの日本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（中田）　それでは、原案作成委員会での議論の概要につきまして説明をさせていただきます。

フローリングの日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、末吉修三元森林総合研究所構造利用研究領域長を委員長とし、製造業者、利用者等の各分野の代表13名の委員からな

る合議体で、その事務局を独立行政法人農林水産消費安全技術センターが務めました。

委員会での審議の状況ですが、平成24年7月17日及び平成24年10月24日の計2回の審議を行いました。審議の結果、規格の位置付けに関し、建築基準関連法令等に引用されており、建築の原材料での業者間取引の基準として使用の合理化及び取引の単純公正化に大きく貢献していることから、「標準規格」に位置付けることが適切と判断されました。

また、規格の調査で得られた改正要望等を踏まえ、1つ目としまして木質系材料の構成比率の明確化、2つ目としまして複合フローリングの基材による複合1種、複合2種及び複合3種の区分の廃止、3つ目としまして単層フローリングの材面の品質による下位の等級区分を新設、4つ目としまして使用されていない防虫処理薬剤、ホキシムの削除の4項目の改正を改正事項としてテストを行いまして、合理的な根拠が確認されたことから全会一致で改正することとされました。

なお、参考までに改正要望があったもののうち改正に至らなかった主なものに、1つ目として根太張り用の曲げたわみ基準を緩和してほしい。2つ目として、耐摩耗性の基準を緩和してほしい。3つ目としまして、床暖房用ですとか耐キャスター性等の新たな性能基準を設定してほしいといったものがございましたが、これらにつきましては基準の緩和や新たな基準の追加に必要なデータ等が十分でなかったことを理由としまして、改正しないという結論に至りました。

原案作成委員会事務局からの説明は、以上です。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、フローリングの日本農林規格の改正案について、御質問や御意見はございますでしょうか。

では、野々山委員お願いいたします。

○野々山委員 質問になるんですけども、現行のJAS品では色とか節とか、そういったものを今度OKとすることによって品質も利用上、それは外観だと思うのですが、そんなに影響しないものということなのですが、実際に非JAS品の中では色とか、そういったものが既に出回っているのですが、そこと品質的に大きな違いというか、差はJASとして、なお担保されるのでしょうか。

○阿久澤会長 事務局、お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 フローリングの規格では、表面以外にもほかの性能区分、ホルムアルデヒド等の基準を設けております。一方で、一般の非JAS品は、実際にJASみたいな形で担保されているわけではなく、そこは独自で試験をされておりますので、それとは明確に違う形でJAS品の中で格付がされていなかった色むらがあったりして除外されていたものが今回使用できるようになり、それを消費者の方には選択いただけるようになると思っています。

○野々山委員 ただ、質問されたパブコメにもあったのですが、実際のものでもほとんど1等品のものを使われるという実情を踏まえると、価格帯のことで考えると逆に不利にな

るような感覚がするのですが。

○阿久澤会長　いかがでしょうか。

○池田表示・規格課課長補佐　今回の改正は、単純にその部分を緩和といいますか、基準を拡大するということではございませんで、現行のものは現行のもので一つ残していく。これまでどおりそれがいいという方にはそれを供給していく。それで、新たに範囲を広げたものについては、また別途そういうものが使いたい、使ってもいいというところで御活用いただける。

そこは、今回の改正に当たりまして、実際の要望ということで挙がっておりまして、変色を例えば木材の特徴として嗜好するニーズがある中で、JAS品でも読めるようにしてもらいたいとか、そういう要望がございました。一定程度の需要といいますか、そういうものはあると考えています。

○野々山委員　広がることを期待しています。ありがとうございます。

○阿久澤会長　そのほか、ございますか。

では、林委員お願いします。

○林委員　複合のほうの話なんですけれども、基材そのものに関して例えば合板を使う場合だったらJASでなければいけないとか、MDFであればJISでなければいけないとか、そういう縛りはここではないわけでしょうか。

○阿久澤会長　お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐　そこは設けてございません。そこについては、やはり性能の基準という形でホルムの試験ですとか、そういう試験をすることによって製品として担保していくという形でございます。

○林委員　だから、性能があればその基材は何を使ってもよろしいということなんですね。

○阿久澤会長　そういうことでよろしいでしょうか。

○池田表示・規格課課長補佐　そういうことでございます。

ただ、そこが今回の定義で制限をかけるという形でございます。

○林委員　それと、木質系材料という言葉が使われているわけなんですけれども、これは例えば単純に考えて竹はどうだとか、あるいは植物系のボードがございますね。ああいうものは、ここでは読めないということになるわけでしょうか。

○池田表示・規格課課長補佐　現行の規格の運用におきまして、竹が木本ではなくて草本と、そこはちょっといろいろ議論もあるようですけれども、JASの中では竹というものは木質系として扱っておりません。

あとは、わらを使ったボードとか、そういうものも今はありますけれども、このフローリングの規格の中では入れておりません。原案作成委員会の中でも、そういうわら等を使ったものも全部読めるようにすればいいじゃないかという話も出たのですが、あくまでも林産物のJASということですので、木質系ということで縛りといいますか、基準を設けているところでございます。

○林委員 わかりました。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

では、棕田委員お願いいたします。

○棕田委員 単なる確認なのですが、これは現行でもそうなんですけれども、フローリングボードのその他の欠点については軽微であることと書いてあって、フローリングブロックとモザイクパーケットについては極めて軽微と書かれているのですが、この違いはどういったことでしょうか。

○阿久澤会長 事務局、お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 軽微であることについては、若干あってもいい。それで、極めて軽微というのは本当に少ない。感覚的な表現でございますけれども、こういう形で林産物のJASでは運用しています。

○棕田委員 具体的には、その他の欠点というのはどんなものがあり得るのでしょうか。

○阿久澤会長 お願いいたします。

○池田表示・規格課課長補佐 フローリングで今回ひとつあったのはピスフレック、白樺などで虫が食った跡ですが、そういうものが北海道のほうであるんですけれども、それは規格の中では規定しておりませんで、この規格の中で読めないようなものをその他の欠点としております。

○棕田委員 ありがとうございます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。そのほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見が出尽くしたようですので、構造用パネルの日本農林規格、フローリングの日本農林規格について、原案どおり改正するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないようですので、その旨報告させていただきます。

では、午前中の審議はここまでとしたいと思います。午後は1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

（午前11時44分休憩）

（午後12時58分再開）

○阿久澤会長 それでは、定刻より若干早いのですが、委員の皆様おそろいようですので、審議を再開いたします。

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の見直し案の審議を行います。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 よろしくお願いいたします。農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正案について御説明させていただきます。

資料 3－4 ページ目をお開けいただけますでしょうか。初めに、規格調査の概要を説明させていただきたいと思います。

まず、「製品の流通実態」でございます。（１）でございますけれども、農産物缶詰にはスイートコーン、あずき、えのきだけ、たけのこ、みかん、くり、もも、りんご、フルーツみつ豆などの種類があり、国内生産量は約10万5,000トン、輸入量が約44万8,000トンとなっています。

3－5 ページの下段を見ていただきたいと思います。農産物缶詰のJAS規格は野菜缶瓶詰であるたけのこ、アスパラガス、スイートコーン等と果実缶瓶詰であるみかん、もも、なし等の2つの規格が合体して農産物缶瓶詰になったものです。

3－4 ページ目に戻っていただきまして「JAS規格の基準」には、官能評価の指標として「香味」「肉質」「形態」「色沢」等の基準が定められています。JAS規格の内容には、理化学検査という分析を伴って検査するものと、官能検査という見目で検査、味わって検査するという項目がありまして、缶詰の部分については官能検査が主体でございます。

次に、（３）の「品質の実態」でございますけれども、検査をした結果、非JAS品、295件検査をしましたけれども、17件にJAS規格の基準値に満たない製品がございましたということでございます。

次に3－5 ページ、「生産の状況」でございます。表 1 を見ていただきたいと思いますけれども、ここにJAS規格が定められている缶瓶詰の生産数量というのがございます。JAS規格に定められていない農産物缶瓶詰も当然あるということでございます。その中で、平成23年度は6万7,000トンとなっており、これを計算しますと大体国内生産量の約7割がJAS規格の対象となる缶詰ということになります。

次に、3－7 ページ目を見ていただきたいと思います。表 3 でございます。平成23年度の格付率でございますけれども、23.0%と書いてございます。約2割ちょっとがJASの格付を受けているということです。

その下の（３）の「規格の利用状況」でございますけれども、農産物缶瓶詰の製造業者は100社ぐらいあるそうですが、そのうちの認定製造業者になっているのは44者がJASの認定工場になっているという普及状況でございます。

次に、JAS規格の利用状況ですが、JAS規格は一部の製造業者で社内基準や取引の中で活用されるほか、海外に製造を委託する際の基準としても活用されています。

また、輸入品との差別化を図るためにJAS格付が利用されている場合があります。皆様方、農産物缶瓶詰を買ってマークがついているものを見たことがあると思うんですけれども、日本の農産物の缶詰は非常に品物がよくなっております。そして、それにはJASがついているんですけれども、それを事業者の皆様になぜJASマークをつけているんですかと確認しますと、輸入品が多いのでやはり国産がいいということをPRしたいためにしっかりと検査を受けているんですという回答でございました。これが、利用状況でございます。

次に、改正案の対応を説明させていただきます。3－10ページ目をお開けいただきたい

と思います。

まず、初めに「1. 規格の位置付け」でございます。規格調査の結果から、農産物缶瓶詰の日本農林規格は、製造業者等が消費者に品質を保証するための基準として利用されているほか、農産物缶瓶詰を製造する際の基準として、また業者間の取引基準としても利用され、使用の合理化及び取引の単純公正化に資するものであることから、「標準規格」に位置付けられると整理してございます。

2点目に「改正案の概要」でございますが、ここに3点書いてございます。「異物の削除」「食品添加物の改正」「製造業者等の表示の改正」の3項目でございます。

初めに、(1)の「異物の削除」と(3)の「製造業者等の表示の改正」について先に説明させていただき、その次に(2)の「食品添加物の改正」につきましては、時間を取って十分説明させていただきたいと思っております。

それでは、最初に「異物の削除」について御説明させていただきます。この「異物の削除」につきましては、先般3月22日のJAS調査会でも御説明させていただいたとおり、遵守義務のある規格である食品衛生法との関係を考慮して必要な整理を行うという見直し基準の観点から、異物は食品衛生法で担保され、任意規格で異物の規定を設ける必要がないということから削除するという事で前回御論議いただいて、そのようになったということで、今回もそのように削除させていただきたいと思っております。

2点目の「製造業者等の表示の改正」でございます。これも3月21日の調査会で説明させていただいたとおり、現行では輸入品にあつては輸入業者を書きなさいという規定になっておりましたが、加工食品品質表示基準等では表示内容に責任を持つ「販売者」についても表示を可能としていることから、他の規格との並びをとってそのようにさせていただきますということで、これも前回説明させていただいたとおりでございます。

次に、最後の「食品添加物の改正」について説明させていただきますけれども、今日、お手元にお配りしました机上配布資料で説明させていただきたいと思います。

まず、最初に食品添加物の基準を改正するに至った経緯を若干説明させていただきたいと思います。平成23年8月17日にJAS調査会の委員の改選が行われて、初めての調査会が同年の9月2日に開催されたということをお出ししていただきたいと思います。その際、現行の「JAS規格の制定・見直しの基準」が、平成17年8月に決定してから既に5年を経過していることから、その後の状況も踏まえて、見直し基準の改正をしていくことを9月2日に御説明させていただきました。そこから、まずスタートをさせていただいたというところでございます。

1ページ目の資料を見ていただきたいと思います。それを受けまして、9月から事務局のほうでいろいろ検討いたしまして、1月31日の調査会に御論議をいただいた資料が1ページ目の資料でございます。

この資料の位置付けは何かといいますと、見直しの基準を見直すに当たり、そもそもJAS規格とは何なのか、JAS規格というのはどういうものなのかということを整理しましょうと

ということで、この1枚の資料をつくらせていただきました。

読ませていただきますと、「JAS規格は、国が一定の農林物資の品質について望ましい基準を定め、多くの事業者がこれに則した取組みを行うことにより、品質の改善等を全国レベルで図ろうとするもの」であるということです。

国が望ましいレベルを定める。それに向かって事業者が一生懸命取り組むことによって、全国的に事業者の品質のレベルを底上げしていこうというものでございます。これが、まず1点です。

2点目でございますけれども、普及すべき基準とは、社会経済情勢の動きを受けて大きく変化するというところでございます。本日論議していただくジャム類につきましても昔、規格をつくったときにはしょ糖、砂糖がいっぱい入っている品物がよい品物だという位置付けで規格をつくっていました。その後、時代が変わりまして、果実分の多いものがよいというような位置付けになりまして、時代とともに物のよしあしというのは変わってくる。また、消費者に提供してつくっていく基準というものを変えていかなければいけないということでございます。

そして、この下の枠でございますけれども、規格は遵守義務のある規格と任意規格の2種類に分類されるということです。

遵守義務のある規格というのは、ここに書いてございますように、食品衛生法等に違反をすると罰則がかかるとか、製品回収とか、そういうもののすべからく規制がかかるものでございます。

一方、JAS規格は任意規格に分類されまして、これは事業者の意思に委ねてある規格であるということでございます。ですから、強制でなく任意で、その任意の制度を活用して品質のレベルを上げていきたい。これが、そもそものJAS規格の目的であるということで整理させていただいております。

次に、2ページ目をお開けいただきたいと思います。2ページ目の資料は、JAS規格をどのような観点から見直すべきかを整理をさせていただいたものです。その観点の1つが、「遵守義務のある規格等との関係整理」ということでございます。

内容を説明させていただきますと、JAS規格には遵守義務のある規格で規定されている「内容量」「異物」「食品添加物」に関する内容が規定されている。これらの遵守義務のある規格とJAS規格との関係整理が必要である。同様に他法令で、遵守義務のある規格にJAS規格の中に定められている内容がある。全く一致ではないんですけれども、JASの部分ではその上乗せ基準として、遵守義務のある規格などをベースとしてその上乗せとしての基準が定められているわけですが、これとの関係をしっかりと見ていきたいと思います。ことがそのときの観点だったと思います。

その中で、「食品添加物」については食品衛生法で規定されており、これとは別にJAS規格で食品添加物を判断・指定するのではなく、食品添加物の使用目的や食品添加物を「必要かつ最小限」にしていることを事業者がホームページ等で消費者に伝えていくことが重

要であり、そのような観点が新しく必要なのではないだろうかということで整理させていただいたと思います。

このときの御論議の中で事業者の委員の方からは、製造業者のほうではいろいろな基準が入り組んでいるので、基準を整理していただければありがたいことだということも意見としてあったかと記憶しております。

それを受けまして、机上配布資料の3ページを見ていただきたいと思います。これは、平成24年1月31日の検討を踏まえまして、平成24年2月24日に改正したJAS規格の制定・見直しの基準内容を受けたもので、これを見え消し版としてここに掲載してございます。

どのように直したかといいますと、3の(2)の「改正を検討するに当たっての基準」というところでございますけれども、この部分には食品添加物等の改正を念頭に置きまして、その際、遵守義務のある規格等との関係を考慮して必要な整理を行うという観点をここに追加させていただきました。

2番目でございます。その下、「消費者向けの規格」というところでございますけれども、食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者等へ伝えることの観点、この2点をそのときに追加させていただいたということでございます。

また、ここの中で「製品の特性を踏まえ」ということを消してございます。これは、食品添加物を必要かつ最小限にしていくということと、このことを消費者に伝えるということは、品目を横断的に規定すべき事項でありますから、「製品の特性を踏まえ」ということを削除させていただいたということでございます。ですから、このような規定ぶりを品目横断的に定めていきたいということをここに明記させていただいているところでございます。

次に4ページ目を見ていただきたいと思います。具体的な食品添加物の改正について御説明させていただきたいと思います。2月に改正いたしました見直し基準をベースに、原案作成委員会を務めましたFAMICが原案を作成いたしまして、原案作成委員会で検討してでき上がった案がここに示したものでございます。左のほうを見ていただきたいと思いますけれども、基準が1、2、3と3つのパーツに分かれております。

まず第1項ですけれども、食品添加物を必要かつ最小限にするということをここで規定しております。

第2項でございますけれども、正しい情報を公表するための前提となる食品添加物の使用管理と記録の保管ということを規定しております。情報を正しく伝達するために、まずきっちりと記録をとってもらってそれを保管して、その情報に基づいて情報を出していただくということが条件の前提となりますから、そこを明示的にここで規定しているということでございます。

第3項でございますけれども、食品添加物の使用が必要最小限であるという情報を(1)～(4)のいずれかの方法により消費者に伝達するということを規定しております。これが、改正の概要でございます。

次に、個別の具体的な内容をもう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

まず第1項でございますけれども、食品添加物に関する一般規格というコーデックス規格がございます。その中の3.2項の添加物利用の妥当性の基準に適合するもので、その使用条件は同基準の3.3項の適正製造規範の基準に適合していることを規定しているということでございます。

ここで、必要最小限というものの考え方でございますけれども、必要なものを必要な量だけ使っていく。多く使うということではありません。本当にその製造に必要なものを最小限使っていくということが必要最小限ということでございますけれども、その基準を国際規格であるコーデックス規格の基準を引用してここで規定しているということでございます。

それでは、ここで食品添加物に関する一般原則の内容を若干説明させていただきたいと思います。次のページを見ていただきたいと思います。ここに書かれているのが、コーデックスの「3.2 食品添加物の妥当性」、「3.3 適正製造規範」の規定です。この2つの内容を説明させていただきます。

まず、食品添加物に関する一般原則の3.2項の要素を説明させていただきます。

まず1点、食品添加物の使用にメリットがあるもの。2点目に、消費者に対する健康上のリスクがないもの。次は、使用により消費者に誤解を与えないもの。その次は、食品添加物の使用の必要性をしっかりと説明できるものということでございます。

そういうものであってa)～d)に該当するものですが、a)として食品の栄養特性の維持、b)として特別な食事が必要な人に必要な成分の提供、c)としまして保存性、安定性の向上、または官能特性の改善、またはd)として製造、加工、包装、輸送、貯蔵の補助に必要なものであって、経済的、技術的に実行可能な他の方法で目的を達成できない場合は、食品添加物使用に妥当性があるという基準がここで定められております。この国際的な基準を引用して、必要なものを定義化させていただいたということでございます。

次に、3.3項の「適正製造規範」でございますけれども、食品添加物を適正な条件下で使用し、食品添加物の使用量は所期の効果を達成するために必要な量で、可能な限り少ない量に制限することを規定しているということです。ここで、可能な限り少ない量にしていきなさいということを規定しているということでございます。

以上が、3.2、3.3の内容でございます。

また、4ページに戻っていただきたいと思います。次に、第2項の説明でございます。かぶってしまいますけれども、第2項では正しい情報を公表するための前提となる食品添加物の使用管理・記録の保管を規定しています。規定ぶりとしまして、「されているものであること」と書いてございます。これは、継続的に管理・記録を行うということを意味して規定しております。継続的にやっていただくということが、まず前提となります。

次に、第3項の説明をさせていただきます。3項では、使用する食品添加物や使用管理に関する情報を伝達するということを規定しております。規定ぶりとしましては、「伝達

されるものであること」と、消費者の方々が情報をしっかりと入手できるということを規定してございます。

情報の提供方法といたしましては（１）～（４）ですが、（１）がインターネットを利用して公衆の閲覧にインターネットで供する方法。（２）は冊子、リーフレット等の消費者の目のつきやすいものに表示する方法。例えば、環境報告書とか、パンフレットとか、そのようなものに掲載してもよい。また、（３）は店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。また、（４）は製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。この４つの方法を規定しております。これは、事業者の方々がまず取り組める、実行可能性を考慮してできるところから取り組めるようにこのような規定をしているわけでございます。

次に、規定の運用でございます。今回このように規定を変えましたが、まずこの全ての規格に適用するということではまずございません。従来から、JAS規格の中には、食品添加物を使用しないことと規定されている食品があります。そういうものについては、従来どおり食品添加物の使用を認めないということにさせていただきたいと思います。あくまでも、これは食品添加物を使用するものの規定ということでさせていただきたいということでございます。

また、業務用製品につきまして、こちらの３項の「ただし、業務用の製品に使用する場にあつては、この限りでない」とここに規定されておりますけれども、業務用製品につきましては事業者と実需者の間で食品添加物に関する情報というのは入手することができますから、あえて規定の中では定めないことと今回はしております。

そして、基準の運用にあつては、質問、パブコメの中にも書かれておりましたけれども、あくまでも食品衛生法の範囲で適用するということでございます。コーデックス規格には準拠する。使用基準とか、そういうものに全部準拠するということではなく、食品衛生法で認められる食品添加物の範囲の中で使用の妥当性、そして使い方についてしっかりと規定していく。そういうようなことで運用させていただきたいということでございます。

そして、食品添加物の使用をフリーにするというものでもございません。JASの規格の見直し基準でも最小限ということは原則となっておりますので、その考えは引き続きさせていただきたいと思っているものでございます。

それで、これは御報告ですけれども、改正案を検討する段階で、基準の改正により食品添加物の使用が今まで以上に増えるのではないかという御意見もあったことも事実でございます。これについて、当方でもいろいろ考えまして、新たな基準が適切に運用されるか心配であるという意見があったことに対して、関連告示とか、運用通知とか、そういうものを出させていただいて、運用面でしっかり対応させていただく、手当てをさせていただきますということをここで御説明させていただきたいと思います。

最後に、６ページ目を開けていただきたいと思います。今回の食品添加物についての政策上の意義について、若干御説明させていただきたいと思います。今回の改正は、食品添

加物の情報を消費者に伝達し、消費者が自ら判断できる仕組みを整えること。これは消費者に対する情報提供、または消費者に対する情報提供を促進していくということにつながります。このことは、平成16年に改正されました消費者基本法の理念である消費者支援を基本としつつ、消費者基本計画等で定められた消費者に対しての必要な情報提供を推進するという政府の大きな方針に沿うものと考えているわけでございます。

それで、冒頭で、JAS規格は国が一定の農林物資の品質について望ましい基準を定め、多くの事業者がこれに則し取り組みを行うことにより品質の改善を全国レベルで行うもの、そして普及すべき基準というものは社会情勢の動きを受けて大きく変化するということが御説明させていただいたところでございますが、今回の改正は今まで取り組んできた食品添加物を必要最小限にするということ、まずこれが基本でございます。そして、食品添加物に関する情報を消費者に伝達することに重点を置いた改正でございます。今回は、そのスタートを切るものだと考えております。

この基準のゴールというものは一体何かということでございますけれども、情報伝達により消費者と事業者の相互理解が深まって、そしてJAS品を通じて食品に信頼を付与する、価値を高めるということが最終的なゴールになるのではないかと当方も考えているところでございます。食品添加物の改正については、以上でございます。

以上が改正の概要でございますが、改正につきましては法令上の観点から字句の修正があり得ることを御承知おきください。

次に、パブリックコメントの概要を説明させていただきます。資料の44ページ目を見ていただきたいと思います。意見としましては、6件ございました。そして、6件いただきました御意見に対する考え方は45ページ目から書いています。この内容を少し説明させていただきます。

45ページ目の一番上でございます。「今回の改正で食品添加物の表示をしなくても良くなるのか。そのような改正はやめてほしい」ということでございます。

これは事実誤認でございまして、今回の改正はJAS規格における食品添加物の基準、表示ではなく基準の改正でございまして、食品添加物の表示に関するものではございません。使用した食品添加物は、引き続き加工食品品質表示基準等に基づき表示するということは変わりありません。

2点目です。「新基準で使用が認められる食品添加物は、食品衛生法で使用が認められているもので、コーデックス規格の使用条件を満たすものと考えてよいか」ということでございますが、それはそのとおりでございます。

「食品添加物の使用は、食品衛生法で使用が認められていることが前提であり、かつ、コーデックス規格に規定する添加物利用の妥当性等にあてはまる場合に限定されます」ということでございます。

3番目、「現行のJAS規格で使用が認められている食品添加物は、改正後も使用できるようにしてほしい」ということです。今、使えるものは引き続き使用できるようにしてほし

いということでございます。

これはそのとおりにさせていただきます。「現行のJAS規格では使用が認められている食品添加物は、使用目的が明確であることなどから、改正後の基準に適合していると判断され、改正後も使用できます」ということでございます。基準の中で、消費者に誤解を与えないことというようなこともございましたけれども、今JASで定められている食品添加物は長い議論の中でこういうように集約されて、消費者の方々と意見交換をして決めたものがございます。今、使えるものは引き続き使えるようにさせていただきます。このように運用させていただきます。

次に、「引用しているコーデックス規格の日本語版を容易に参照できるようにしてほしい。また、当該規格の解説や運用のためのガイドラインを作成してほしい」ということでございます。これは、当方としても貴重な御意見だと受けとめさせていただいております。

引用しているコーデックス規格は、日本語版がホームページに掲載されているということでございますけれども、資料の42ページ目を見ていただけますでしょうか。

42ページ目に、参考として四角書きで書かれています。これが、コーデックスの3.2と3.3の内容でございます。これを、農林水産省のホームページのJAS規格のところに張りつけます。ですから、消費者の方々、また事業者の方々はこのホームページを見ていただきましたらこの内容をわかっていただける。このような手当てをさせていただきましたということでございます。

また、ガイドライン等につきましては、新基準が円滑に運用できるよう、必要であれば考えていきたいということにさせていただきたいと思っております。

その次でございます。「食品添加物の使用に係る情報を一般消費者へ伝達する方法として、4つの方法が規定されているが、どの方法により情報を伝達しているかを製品に記載する必要があるか」ということでございます。

「情報の伝達方法を製品に記載する必要はありませんが、いずれかの方法により情報伝達する必要があります」というふうに整理させていただいております。この部分につきましては御意見もあるかと思います。また御意見をいただきたいと思いますと思っております。

その次でございます。「商品に問い合わせ窓口の電話番号を記載していれば、食品添加物の情報を当該電話番号により入手できることを商品に記載しなくてもよいか」ということでございますけれども、「問い合わせ窓口の電話番号を明記していれば、食品添加物の情報を当該電話番号により入手できることを取って商品に記載しなくてもよい」と、少し強い口調で書いてしまっていますが、規定上は書かなくてもOKということですが、この部分につきましてはまた御意見をいただきたいと思いますと思っております。

「輸入品については、販売業者のみの表示でもよいのか」ということで、これは添加物のことではございませんで、先ほどの表示のことでございますけれども、「輸入品については、輸入業者又は販売業者のうち、表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載する必要があります」。

また、これ以外にも食品衛生法に基づき輸入業者の記載、表記は輸入者ですけれども、これが必要になりますということです。このように書いてございます。

なお、事前意図公告によるコメントはありませんでした。

以上で、農林水産省からの説明は終わらせていただきます。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

それでは、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正原案を作成いたしました、原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（本部） 原案作成委員会の事務局を務めました、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、原案作成委員会での概要を報告いたします。

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、田所忠弘東京聖栄大学健康栄養学部教授を委員長といたしまして製造業者、利用者等の各分野の代表、13名の委員からなる合議体でございます。その事務局を、私ども農林水産消費安全技術センターが務めました。

委員会は、昨年平成24年9月27日及び11月15日の2回開催いたしました。

第1回目の委員会では、規格の位置付けと改正事項の整理を行いまして、第2回目の委員会では具体的な改正内容についての審議を行いました。

まず、初めに規格の位置付けにつきましては、標準規格として位置付けることが適当であることが議決をされました。

次に、規格の改正につきましては、品目横断的な改正といたしましてJAS規格の制定・見直しの基準に基づきまして、遵守義務のある規格等との関係整理の観点から異物の削除について、また遵守義務のある規格等々との関係整理及び食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝えるという観点から、食品添加物の基準の改正について検討を行いました。

この結果、異物につきましては、食品衛生法で監視・指導が行われている実態を踏まえると削除することが適当であること。また、食品添加物の基準の改正につきましては、現行のポジティブリストの規定に変えて、食品添加物の使用を必要かつ最小限とし、その使用目的等について消費者の方々に対して情報を行う旨の規定に改正することが適当であるということが全会一致で既決されました。

なお、個別規格の改正事項はございませんでした。以上でございます。

参考までに申し上げますと、改正を検討いたしました改正に至らなかったものに、品目横断的な改正といたしまして内容量の削除というものがございましたが、内容量を規定しております計量法の規定では、全てのJAS製品を規制の対象にすることができないことから、今回は削除しないことといたしました。以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございました。

それでは、農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の改正案について、先ほど改正案

については経緯も含めて丁寧に御説明いただきましたが、御質問、御意見などがございましたらどうぞ。

では、古谷委員お願いいたします。

○古谷委員 食品添加物の改正について、詳しい説明いただきましてありがとうございます。

意見なんですけど、消費者に伝達するということは望ましいことで、これをより促進し、消費者がきちんと理解をしていくということが必要であろうと思います。そういう趣旨からいたしますと、実はパブコメにもありますが、問い合わせ窓口の電話番号を記載していればいいかというようなことに対する回答については、おっしゃっていたように、若干書きぶりを変える必要があると思います。例えば電話番号を記載するというのは今や商品に書いてあるのは常識であり、より伝達するという趣旨からするならば、規定を変えるということではなくても、通知とかQ&Aという形でもいいので、本来の趣旨を踏まえて、より事業者の自主的取り組みを促し消費者に理解を促すという観点で、農林水産省自ら示していただいたほうがいいと思います。

パブコメが出るということは、事業者によっては規定にのっとればそれでいいという発想がある可能性があり、本当の意味で消費者の理解は進んでいかないと考えられます。事業者のより自主的な取り組みを促進する方向で通知等で手当てをしていただければと思っていますし、このパブコメの回答も変えられるのであれば若干書きぶりを変えていただければ正しい理解になるのではないかと思います。以上です。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

ただいま御意見として伺いましたが、事務局のほうで何かございますでしょうか。

○渡邊表示・規格課課長補佐 食品規格班の渡邊です。どうぞよろしくお願い致します。

古谷委員の御指摘でございます。パブリックコメントの回答では、問い合わせ窓口の電話番号を明記していれば、商品のラベル等に食品添加物の情報を当該電話番号により入手できる旨を敢えて記載しなくてもよいというような回答にしてございますけれども、これはラベル等に記載することを義務づけることではないということでございます。

しかしながら、消費者等がラベルを見て食品添加物の情報の問い合わせができるように、その食品添加物等の問い合わせに対応しますというようなことを表示されるように、今後促していきたいと考えております。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。一つの柱ですので、そのようにしていただけたらと思います。そのほか、ございますでしょうか。

野々山委員、お願いいたします。

○野々山委員 食品添加物に関してですけれども、例えば古谷委員からも先ほど電話番号さえ記載すればいいのかということもあったのですが、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法と、問い合わせに関してですが、本当に知りたいと思ったとき、人によっては環境的に格差があるかと思ったりもするのですが、そういった辺りというのはある

意味、今までと同じほうが逆に利点でもあるような気もしなくもないのですが、そういった中小企業やインターネット環境のない方へのフォローアップに関してはどのようにお考えでしょうか。

○阿久澤会長 事務局のほうからお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 この部分については、原案を作成する場合で随分論議をいたしました。

例えば、インターネットを見られる環境がない方もたくさんおいでになるということでございます。そのときに、いろいろ検討いたしまして（４）の概念を追加したところでございます。「製品に問合せ窓口を明記の上」と、電話でしっかりと聞いていただける。そのときに、負担になるんじゃないかとかいろいろな意見もあったのですが、ホームページを検索するということと、電話をかけるということは同じ調べることに通じるから、まずこういうところから少しずつやれるようにしていこうということで、今回このようにさせていただいたということでございます。

野々山委員の御意見もわかりますけれども、必ずこういうふうにするということになりますとなかなか情報提供というのは促進されないの、まずできるところからさせていただきたいというふうに当方は考えてこのようにさせていただいたということでございます。ですから、（１）と（４）の合わせ技でもよいとしています。そのような対応で今以上に情報提供が促進されるということを当方は考えているわけでございます。

○阿久澤会長 どうぞ。

○野々山委員 そういった意味で申し上げますと、逆に消費者もある程度、一定の理解がないと難しいのかなという感じもするのですが、消費者に対して食品添加物を農水省の側からわかりやすく問いかける。啓発というか、そういったことをする機会などのお考えはあるのでしょうか。

○阿久澤会長 事務局のほうからお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 その部分は重要なことだと思っておりますが、農林水産省で例えば11月にJASの週とか、啓発がございますので、そういう場を通じて少しずつさせていただきたいと考えております。

○阿久澤会長 野々山委員、よろしいでしょうか。それでは、そのほか何かございますか。

受田委員、お願いします。

○受田委員 今、食品添加物のことが議論になっておりますが、私もその食品添加物のことで確認をさせていただきたいと思います。

旧の基準といいますか、規則によりますと、食品添加物で次に掲げるもの以外のものを使用していないことということで、具体的なポジティブリストとしての調整剤、あるいは化合物名が書いてございます。量的な点についてはここには全く書いていないわけですが、今回の規則改定によって必要最小限という量的な基準をここに盛り込んだという理解でもよろしいのでしょうか。

○阿久澤会長 事務局のほうからお願いいたします。旧基準との対照ということです。

○越野上席表示・規格専門官 今までは、JAS規格の中で食品添加物を必要最小限にするということはどういう取り組みでしていたかといいますと、使用する添加物の種類を限定したということで必要最小限にしてきたということを説明してきたところでございます。

それで、今回は必要なものを必要な量だけ使うということをコーデックスの規定の中で両方規定したということでございます。受田委員は御存知のとおり、食品添加物の使用量というのはなかなか規定することが難しいです。

例えば、缶詰の中でpH調整剤としてクエン酸と書いてございます。pH調整剤をなぜ使うかということ、微生物制御の関係でpHを4.5以下にする必要があるため、ものに依じてその量を使っている。その量を必要最小限の量的な規制にしてしまってもpHが5.0とかになってしまうと何の意味もなくなってしまうということで、製造上必要になるものは当然使っていくということです。

それからもう一点ですけれども、今回3.3項が使われて適正使用ということが規定されました。これはどういうことかということ、食品添加物の使用量というのは作業環境ですごく変わるわけです。衛生上悪ければ、また原料の管理が悪ければどんどん品質が悪くなって、その分を補うために添加物を使わなければいけないということになってしまいますので、そういう取り組みをしっかりとしてもらおうということを主眼に置いて運用していきたいと考えております。

ですから、具体的に使う量を半分にしないとか、そういうような運用はしないようになります。

○阿久澤会長 御確認いただけましたでしょうか。

○受田委員 はい。

○阿久澤会長 そのほかいかがですか。

では、菅委員お願いいたします。

○菅委員 また確認なんですけど、この情報を伝達するに当たって継続的に記録が保管されているようにしていくということですが、そのときに記録保管の長さというものの規定はありましたでしょうか。申しわけないんですけども、ちょっとわからなかったものからです。

○阿久澤会長 記録保管年についてですね。

○越野上席表示・規格専門官 この規定では設けていませんけれども、この規定のベースとなるのは生産情報公表JAS規格でございます。生産情報公表JASというのは生産情報公表農産物とかございますけれども、事実に基づいた情報を出すということですから、基本的にはその商品が市場に流通している間は情報はしっかりと持っていなければ困りますので、そのような運用をさせていただきたいと考えております。

○菅委員 ということは、缶詰、瓶詰でしたら結構長い間、持っていなければいけないということですね。

○越野上席表示・規格専門官 そうなってしまうかもしれません。

○菅委員 ありがとうございます。

○阿久澤会長 夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 今回の改正で、私はコーデックス規格の運用をこういうふうに明示したというのはとてもいいことだと思います。

日本の食品添加物の規制を全く否定するものではないですけども、今までのポジティブリストの制度というのは割と外国とは違った特色を持っていたというところがあって、それが世界に通じるかというとなかなか難しいところがあったと思います。そういう意味では、国際的な整合性にとってとてもよかったというふうに私自身は考えております。

もう一つ確認をしたいところがございますけれども、今までのポジティブリストですと、添加物の名称であって、つまりその添加物が何に使われ、機能は何であるかということが消費者に見えなかったところがあるのですけれども、その辺の機能性の用途というものは今後どういうふうにしていくのかという点について教えていただきたいと思います。

○阿久澤会長 事務局のほうで、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 3.2項を御説明させていただくときに、食品添加物の使用の目的を説明できることと説明させていただいたと思います。これからJASで使う分には、そういうものをどういう目的で使ったということを問われた場合、またはホームページで掲載する場合には、そのことをきちんと明記していただきたいと思っております。

○夏目委員 それはとてもすばらしいことだと思いますけれども、例えば今までのポジティブリストの名称の表示だけではなくて、今、御回答がありましたように、これからその食品添加物を、例えば機能用途分類のような形でリスト化していくということまでお考えかどうか、確認です。

○越野上席表示・規格専門官 現行の酸味料はこれ、調味料はこれと、現行をそのまま考えて運用していきたいというふうには考えています。

○阿久澤会長 どうもありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見等を多くいただきました。農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格については、もうよろしいでしょうか。原案どおり改正ということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議なしということで、その旨、報告させていただきます。

次に、水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の見直し案の審議を行います。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 引き続きよろしくお願いします。

水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の改正について、御説明させていただきます。また、同じように規格調査の概要を説明させていただきます。資料4－4ページ目をお開けいただきたいと思います。

まず（１）で「製品の流通実態」でございますけれども、水産物缶詰にはまぐろ・かつお類、ツナですね。さば、さんま、のり、いわし、かに、さけ・ますなどの種類があり、国内生産量が約10万8,000トン、輸入品が約4万8,000トンとなっております。

（２）でJAS規格の内容でございますけれども、農産物缶詰と同じように官能評価の指標として「香味」「肉質」「形態」「色沢」等の基準が定められております。

（３）の「品質の実態」でございます。非JAS品20件中1件についてJAS規格の基準に満たない製品があったということでございます。

次に「生産の状況」でございますけれども、4－5ページ目の表1を見ていただきたいと思います。ここでは、先ほどと同じようにJAS規格の対象となる缶詰の生産量が書かれております。平成23年度におきましては8万1,000トン、国内生産量の約8割がJAS規格の対象となっている缶詰だということになります。ですから、JASが定められていない缶詰もあるということでございます。

次に格付状況でございますが、次の6ページ目の表2を見ていただきたいと思います。またこの部分は御論議いただくことになるかと思いますが、格付率、JASマークがついている割合が2％でございます。そして、水産物缶詰の製造業者100社のうち認定製造業者が14者という状況になってございます。

「規格の利用状況」でございます。ここで規格の利用状況を説明するということは、見直し基準の中で普及すべき規格であるかどうかを判断するために、規格の利用状況をしっかりと評価していきましょうというような基準が定められておりますので、この格付率が2％だということをまず前提に置きまして、どのような規格を利用されているかということとをここで整理しているわけでございますけれども、JAS規格は一部の製造業者で社内基準や取引基準として活用されるほか、海外に製造委託する際の基準としても活用されています。これは、どういうふうに活用されているかということFAMICのほうで事業者を確認をしまして、一つ一つ見て確認してここに書いているということでございます。

また、水産物缶詰は個別品質表示基準がないことから、規格で定められている魚種の定義、これを利用して名称を区分していますということでございます。

これはどういうことかといいますと、資料の10ページ、11ページ目を見ていただきたいんですけれども、ここに第2条の定義が書かれております。その中で、例えば「さけ・ます」とあります。「さけ・ます」は現行規格と変えていませんけれども、「次に掲げるものをいう」ということで、「さけ・ます」ということで、からふとます、ぎんざけ、さくらます、しろざけ、大西洋さけ、べにざけ、ますのすけ、このようなものを「さけ・ます」として区分しているということでございます。

「さけ・ます」はあまりないですけれども、魚によってはいろいろな種類があつて、これが本当にこの魚種でよいのかという区別がなかなかできないという部分が事業者の方にはあるようです。ですから、そういう名称の区分にこの定義を使っているのだという事業者の方々の御説明でございました。これが、1点です。

またもう1点ですけれども、資料4-16ページ目を見ていただきたいと思います。ここに、固形量の測定方法が書いてございます。加工食品品質表示基準の中で、固形量を表示することという規定があるんですけれども、その品質表示基準の中では固形量の測定方法が規定されておられません。ですから、事業者の方々はこの測定方法を用いて行っている実態があります。

以上が規格調査の概要でございますけれども、次に資料4-9を見ていただきたいと思います。改定案の概要でございます。

「規格の位置付け」でございますけれども、格付率が低い。それで、まぐろしか格付していないという状況がございます。けれども、一方では事業者の方々にとって今の規格というのは格付はされていないけれども、規格が使われているということで、今回は引き続き標準規格に位置付けると整理をさせていただいたというところでございます。

次に「2. 改定案の概要」でございますが、「異物」の削除と、「食品添加物」の改正、これにつきましては先ほど御説明させていただいたとおりでございますので時間の関係上、説明は省略させていただきます。

次に、パブリックコメントの概要でございます。4-18ページ目を見ていただきたいと思います。パブリックコメントは3件いただきました。そして、その考え方については19ページ目でございますけれども、この内容は先ほど説明させていただいたものと同じでございますので説明は省略させていただきます。

なお、事前意図公告によるコメントはございませんでした。

以上で、農林水産省からの説明は終わらせていただきます。

○阿久澤会長　ありがとうございました。

それでは、水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の改正原案を作成しました、原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（本部）　引き続きまして、私、FAMICの本部が説明いたします。

水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、農産物缶詰と同様に田所忠弘東京聖栄大学健康栄養学部教授を委員長として製造業者、利用者等の各分野の代表、13名の委員からなる合議体でございます。その事務局を、私どもFAMICが務めました。

委員会は、昨年9月27日及び11月15日の2回開催いたしまして、先ほどと同様に第1回の委員会では規格の位置付けの検討、第2回目の委員会では規格の位置付けの最終的な確認及び具体的な改正内容について審議を行いました。

規格の位置付けにつきましては、先ほど説明がありましたように、標準規格として位置付けることが適当であることが議決されました。

次に、規格の改正につきましては、JAS規格の制定・見直しの基準に基づきまして、遵守義務のある規格等との関係整理の観点から異物、または食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者の方々に伝えるという観点から、食品添加物の基準の改正について

検討を行いました。

その結果、異物につきましては削除することが適当であること、食品添加物の基準の改正につきましてはポジティブリストに変えて必要かつ最小限とし、その情報につきまして消費者の方々に対して情報提供を行うという規定に改正することが適当であるということが全会一致で議決されました。

なお、個別規格の改正事項はございませんでした。

また、先ほどの農産物缶詰と同じように、改正の検討をいたしましたが、改正に至らなかったものに内容量を削除がございましたが、これにつきましてもその理由は同様でございまして、全てのJAS品を規制の対象にすることができないという観点から今回は削除しないということといたしました。

原案作成委員会からの概要説明は以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の改正案について、御質問や御意見等はございますでしょうか。いかがでしょうか。この前の改正案の中で皆さん議論している内容がほとんどかと思えますけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見等はないようですので、水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格について、原案どおり改正ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないということですので、その旨、報告いたします。

続きまして、ジャム類の日本農林規格の見直し案の審議を行います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 続けて、よろしくお願いいたします。資料5の4ページ目をお開けいただきたいと思います。

「製品の流通実態」でございますけれども、ジャム類はジャム、マーマレード及びゼリー、この3つに分類されるということが書いてございます。国内生産量は、約3万6,000トンでございます。

次にJAS規格の内容でございますが、先ほどジャムのことを例に出しましたとおり、ここに基準は可溶性固形分、これは糖分として考えてもよろしいかと思えますけれども、あとは果実等含有率、果実をどのくらい使っているかということでございます。ジャム類につきましては、特級では45%以上という基準がございます。標準では、33%以上ということでございます。そのような基準が設けられている。マーマレードであれば特級で30%と、果実の特性に応じてこのようになっているわけでございます。標準では、20%ということでございます。これが基準の内容でございます。

次に「品質の実態」でございますけれども、非JAS品15件中4件に可溶性固形分がJAS規格の基準に満たない製品が確認されましたということでございます。これは、品物が悪い

というよりも、JAS規格の基準として可溶性固形分が40%以上となっています。これは、保存性とか、いろいろなことで40%以上としているわけですが、流通品の中にはそれを下回る製品が販売されていた。それらの製品には、「超低糖度」とか「低カロリー」と書かれたものが販売されていたという実態があったということでございます。

次に、格付状況でございます。資料の6ページ目の表4を見ていただきたいと思います。平成23年度の格付率は、11.7%でございます。それで、5－7ページになりますけれども、ジャム類の製造業者27社のうち認定事業者は13者となっていますということでございます。

「規格の利用状況」でございますけれども、一部の製造業者で社内基準や取引基準に活用されています。また、一部の自治体では学校給食用の納入基準にJAS規格が利用されている実態があるということでございます。これが、規格調査のポイントでございます。

次に、改正案の概要で5－9ページ目を見ていただきたいと思います。

まず「規格の位置付け」でございますけれども、格付率も10%を超えているということもあり、または規格の利用がされていることも確認されていることから、引き続き「標準規格」として位置付けるということがここに書いてございます。

改正の内容でございますけれども、「「異物」の削除」と「「食品添加物」の改正」の2点でございます。これについては、先ほど説明させていただいたので内容を省略させていただきます。

次に、パブリックコメントの内容ですけれども、5－14ページ目でございます。パブリックコメントを4件いただきました。そのうち1件は改正案に関係するものではございませんでしたので省略してございますけれども、5－15ページの中に書かれていますが、まず1つ目、「ジャム類のコーデックス規格との整合性は図られているのか。特にジャム類のコーデックス規格では、糖類を使用しないものもジャム類に含まれると考えられ、JAS規格の定義と整合性を図る必要があると考える」ということでございます。

これはどういうことかといいますと、コーデックス規格があるものについては、それぞれの国が規格をつくる時にはそれを参考にしなさいということが国際上決まっていることでございます。

けれども、「JAS規格の制定や改正については、国際的な規格の動向を考慮するとともにJAS規格の改正に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の国内における現況及び将来の見通しも考慮することとしています」ということです。ということは、国内事情があったときは必ずしもそれに従わなくてもいいですよということでございます。

ですから、どこが該当しないかというのは幾つかあるんですけれども、例えば果実等含有率が若干国際規格と整合がとれていないとか、国際規格では定義の部分で砂糖を使用しないものについてもジャムとして認めています、JAS規格では砂糖を使ったもの、糖類を使ったものが前提となっている。

そういう違いが確かにあるんですけれども、これを事業者の方々といろいろ御相談し、また検討したのですが、その部分、いわゆる果実等含有率の違いについて今の状況では変

えることが少し難しいということと、定義を変えるということにつきましては国内のジャムという認識が崩れてしまうので、今すぐにはなかなか難しいという事業者の方々等の意見があったわけですので、今回は反映しなかったということですので。

次に、2点目は先ほど説明させていただいたとおりでございますけれども、3点目でございます。「JAS規格に使用できる食品添加物の用途、物質名が記載されなくなると基準が緩くなり、食品添加物の使用拡大に繋がるのではないか」という懸念でございます。

ここについては、先ほど御説明させていただいたとおり「JAS規格から食品添加物の用途及び物質名の記載はなくなりますが、食品添加物の使用はコーデックス規格に規定する食品添加物利用の妥当性等に当てはめる場合に限られ、食品添加物の使用拡大につながるものとはなりません」ということです。そのようにしっかりと運用していきますということの御説明をさせていただきたいと思っております。

以上がパブコメの説明で、事前時意図公告によるコメントは特にございませんでした。

以上で、農林水産省からの説明を終わらせていただきます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、ジャム類の日本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（本部） 引き続きまして、私のほうから説明させていただきます。

ジャム類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、先ほどの農産物缶瓶詰及び水産物缶瓶詰と同様でございまして、田所忠弘教授を委員長として製造業者、利用者等の各分野の代表14名の委員会からなる合議体でございました。その事務局を、私どもFAMICが務めました。

委員会は、昨年9月27日及び11月15日の2回開催いたしました。

第1回目の委員会では、規格の位置付け及び改正事項の整理を行いまして、第2回目の委員会で具体的な改正内容について審議を行いました。

規格の位置付けにつきましては、標準規格として位置付けることが適当であることが議決をされたところでございます。

次に、規格の改正につきましては農産物缶瓶詰及び水産物缶瓶詰と同様でございまして、遵守義務のある規格等との関係整理の観点から異物の削除及び食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える観点から、食品添加物の基準の改正について、その2点につきまして検討を行いました。

この結果、異物につきましては、削除することが適当である。食品添加物につきましては、ポジティブリストに変えて食品添加物の使用を必要かつ最小限とすることを消費者の方々に対して情報提供をするという規定に改正するということが適当であるということが全会一致で既決されました。

なお、個別の規格の内容についての改正はございませんでした。

また、これも缶詰と同様でございますけれども、内容量につきまして削除することを検

討いたしましたが、全てのJAS品を規格の対象にすることができないという観点から、今回は削除を見送ったものでございます。

原案作成委員会の報告は、以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、ジャム類の日本農林規格の改正案について御質問や御意見はございますでしょうか。

夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 パブリックコメントの定義について少し御説明いただきたいと思うんですが、つまりコーデックスでは糖類を使用しないものもジャム類に含まれるという定義で、この点については日本の国内事情を考えて今回は見直しをしないというような改正方向で、それは事業者にはヒアリングをしたらそういうような御意見だったということですが、例えば先ほど非JAS製品の市場調査をしたときに超低糖度、つまり糖度を極力下げているという製品も既に市場に出回っており、消費者嗜好の選択肢の一つとしてジャムに糖度を含まない製品があってもいいのではないかというような考え方を私自身は持っているのです。恐らく、そういう消費者は結構いると思うんです。

そういうふうに消費者の好みといいますか、嗜好も変わってきていますので、今回はこれでいいと思いますけれども、今後そういった選択肢について御検討をいただければと思いますし、原案作成委員会には消費者団体、消費者代表も出ていらっしゃると思いますので、そういう御議論があったかどうかということもお聞かせください。

○阿久澤会長 御意見ということで、それに対するお考えを聞かせていただきたいということですね。

○夏目委員 そうですね。農水省がどういうふうにお考えか、または実際にそういう議論があったかどうかということをお聞かせください。

○阿久澤会長 よろしくをお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 まず1点、定義の話ですが、砂糖を使用しないという概念です。5－10ページ目を見ていただきたいんですが、第2条の「定義」のジャム類の中に「次に掲げるものをいう」ということで、1として「果実、野菜又は花卉を砂糖類、糖アルコール又は蜂蜜とともにゼリー化するようになるまで加熱したもの」というのがジャムの定義でございます。

ここの砂糖類のかわりに例えば果実、リンゴの濃縮果汁を脱色、脱酸したものを糖分のかわりに使うということでございまして、まず一点、濃縮果汁を脱色、脱酸したものは、その中には糖類、糖質がいっぱい入っていることでございます。ですから、砂糖を使わないというのはそういうことになるわけでございますけれども、そういうもののあり方というのは、夏目委員が御指摘されたように、これからもしっかりと検討していく課題だと認識しておりますので、今回はこういうふうにさせていただきましたけれども、また次回しっかりと検討させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○阿久澤会長 それでは、FAMICさんのほうからお願いします。

○原案作成機関（本部） 原案作成委員会の中での議論の状況の御質問かと思います。

具体的に、糖類を含まないものをJAS格付の対象品にするのかというような具体的な議論につきましては、原案作成委員会の中ではそこまでの議論、御意見は出ませんでした。一定のジャムを製造する場合に、どうしても砂糖を必須の原材料にするのか、それとも今、農水のほうから説明があった、よくフルーツスイートナーなどと言ったりするんですけれども、果実由来の糖分でもかまわないとするのか。そこについてはいろいろ判断といいましょうか、議論も以前から少しずつ聞いているところでございますけれども、明確にその部分をどうするかということころまでは、今のところまだ原案作成委員会の中での議論としてはございませんでした。以上でございます。

○阿久澤会長 よろしいでしょうか。

○夏目委員 やはり現実が変わってきているというところがありますので、市場調査もきちんとなさって、それから双方に、事業者だけじゃなくて消費者にもヒアリングをしていただいて、今後の課題として取り上げていただければと思っております。ありがとうございます。

○阿久澤会長 事務局のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○越野上席表示・規格専門官 はい。

○阿久澤会長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ジャム類の日本農林規格について、原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないようですので、その旨、報告させていただきます。

それでは、次にマーガリン類の日本農林規格の見直し案の審議を行います。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 引き続きまして、説明させていただきます。

資料6の4ページ目を御覧ください。「製品の流通実態」でございます。マーガリン類は、油脂含有率が80%以上のマーガリンと、80%未満のファットスプレッドの2つに分けられますということでございます。そして、国内生産量は23万1,000トンでございます。

次に、JAS規格の内容でございます。JAS規格には、油脂含有率、乳脂肪含有率、水分などの基準がこのように定められているということでございます。

「品質の実態」でございますけれども、非JAS品13件中1件に水分がJAS規格の基準に満たない製品が確認されているということでございます。

次に、「格付の状況」でございます。6ページ目を御覧ください。表4を見ていただきたいのですが、マーガリンはとても格付率が高くて事業者の皆様が取り組んでくださっておりまして、平成23年では84%の格付率がございます。

マーガリンの製造業者ですけれども、6－7ページ目の（3）の「規格の利用状況」で

ございますが、製造業者35社のうち認定事業者が25者ということになっております。

「規格の利用状況」でございますけれども、JAS規格は消費者向けに品質を保証するために格付が行われているということです。一部の製造業者で、社内基準や取引基準として活用されている。また、一部の自治体では学校給食の納入基準にも使われているということです。

改正案の概要でございますが、6－9ページ目でございます。

「規格の位置付け」でございますけれども、規格の利用状況を踏まえまして引き続き標準規格として位置付けるということでございます。

改正内容につきましては、「「異物」の削除」「「食品添加物」の改正」「測定方法の改正」、これは「水分」の測定でございます。この3点でございます。

異物と食品添加物の説明は、先にさせていただいたとおりでございますので、測定方法の説明を若干させていただきます。

「水分」の改正でございますけれども、妥当性が確認された分析方法を規定する観点から見直しを行ったもので、これは誰がどこで測定しても同じような結果が一定の範囲に収まるように詳細に規定したというものでございます。

改正案の内容につきましては、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが共同試験の結果を踏まえて作成したものでございます。

改正のポイントは、前回説明させていただいたものと中身は一緒なんですけれども、使用する器具とか、試験の実施方法を詳細に規定するとか、いろいろな工夫をした規定をここに設けたということでございます。

具体的な説明は以上でございます。

改正案につきましては、法令上のチェックから字句の修正があり得るということを御承知おきください。

次に、パブリックコメントの内容でございます。6－18ページ目を見ていただきたいと思います。パブリックコメントを4件いただきました。

考え方につきましては、6－19ページ目でございます。1点目と2点目は、先に説明させていただいたとおりでございます。

3点目ですけれども、「食品添加物の基準にコーデックス規格3.2及び3.3の規定を引用するのではなく、規定の内容を具体的に分かりやすく記載すべき」という御意見を最後のところにいただいております。

この回答ぶりでございますけれども、「今回の改正は、食品添加物の使用を必要最小限にすることをコーデックス規格の規定を引用する形で規定したものです」。その規定を引用することによってしっかりと定義化したものですという考え方で説明させていただいて、「新基準が円滑に運営できるような取組みについては検討したいと考えています」ということでございます。

これで、先ほど午前中に御説明させていただいたとおり、資料の16ページ目をお開けい

ただきたいと思います。コーデックスというものが消費者の方々に認知されない中で、ただ引用してもわからないのではないかと御指摘でございましたので、ここにコーデックスの規格の一般原則を農林水産省のホームページに張りつけまして、これを見ていただくということで対応させていただきたいと考えてございます。これは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

そして、今回は改正案の御意見としてここに書いてございませぬけれども、その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係ないものでしたので、御意見として賜り、今後の参考とさせていただきますということでございます。

この内容については、原案作成委員会での進め方についていろいろ問題があるのではないかと、当方に対して厳しい御意見をいただいているわけでございますけれども、それについては、当方としては真摯に受けとめて今後の改善をしていきながら対応をしていきたいと考えているところでございます。

そして、事前意図公告に関するコメントはなかったということでございます。

農林水産省からの説明は、以上で終わらせていただきます。

○阿久澤会長 ありがとうございました。

それでは、マーガリン類の日本農林規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（本部） 引き続きまして、マーガリン類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の概要につきまして御報告申し上げます。

マーガリン類の日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、高野克己東京農業大学副学長を委員長といたしまして製造業者、利用者等の各分野の代表14名の委員からなる合議体でございます。その事務局を、私どもFAMICが務めさせていただいたところでございます。

委員会は、昨年10月11日及び11月21日の2回開催いたしました。

第1回の委員会では、規格の位置付けと改正事項の整理を行いました。第2回目の委員会では、具体的な改正内容について審議を行いました。

規格の位置付けにつきましては、標準規格として位置付けることが適当であることが議決されました。

次に、規格の改正といたしまして、今まで説明を申し上げたものと同様でございまして、遵守義務のある規格等との関係整理の観点から、異物及び食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者の方々に伝えるという改正について検討を行ったことと、もう一点、詳細な分析方法を規定するという観点から水分の測定方法について検討を行いました。

この結果、異物と食品添加物の基準の改正につきましては、先ほどと同様に改正することが適当であること。また、水分の測定方法につきましては、FAMICが共同試験の結果に基づいて提案した測定方法に改正することが適当であることが全会一致で議決されました。

なお、個別規格の改正事項はございませぬでした。

また、参考までに、改正の検討をいたしましたが、改正に至らなかったものとして、先

ほどの内容量がございました。

また、個別規格の改正といたしまして、油脂含有率の測定方法について見直しの要望がございました。これについては検討いたしました。共同試験の結果からは適切な測定方法といえなかったことから、今回はそれにつきましては変更はいたしませんでした。

原案作成委員会の概要の報告は、以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

それでは、マーガリン類の日本農林規格の改正案について、御質問や御意見はございますでしょうか。

受田委員、お願いします。

○受田委員 受田です。6－11ページに、食品添加物の改正が記載されてございます。

この食品添加物の現行のほうですけれども、ずっと番号が1から振ってあって11までございます。その7番目に「酸化防止剤」というのがあって、カテキン、カンゾウ油性抽出物、以下ずっと化合物等が並んでいて、「のうち3種以下」という表現が現行の中にございます。この「3種以下」という内容は、改正後はどういうふうなみなし方になるのかということ伺いたいですけれども。

○阿久澤会長 よろしく願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 説明させていただきます。

3.2では、製造上必要なものを使うということですから、従来どおりの使い方が引き続き行われるものと考えております。

○受田委員 引き続いて伺うと、今の必要かつ最小限ということで、この「3種以下」ということでそのまま受けるということになるわけですね。

実際に、私は酸化防止剤等は少し研究でもやっているんですけれども、こういった組み合わせに関する相乗効果であるとか、こういった既存添加物に関してはまだ根拠が不明瞭であるというのが一般的な認識だと思います。

したがって、必要最小限というのが3種類であるのか、もしくはもっと加えて4種以上とかということも根拠が明らかになれば出てくる可能性があるのではないかなと思うんですね。ですから、今は3種というふうに受けていますけれども、必要最小限ということになったときにはそれが4種になることもあるのかどうか、見解をお願いいたします。

○阿久澤会長 事務局、お願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 基本的にはトータルの使用量というんでしょうか、それを少なくするというにつながるかと思います。それで、受田先生がおっしゃっているように、そういう併用によって効果が著しくあるものであれば、そういうことは使ってもいいのではないかと考えています。

要は、必要最小限ということとその事業者の方々がしっかり説明できる上で使用していくということが原則になると考えております。

○阿久澤会長 ある意味、旧の「3種以下」より必要最小限のほうが論理的というか、理

にかなっているというふうに考えられますね。受田先生がおっしゃったような形で、使用ができるということになると思います。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見がないようですので、マーガリン類の日本農林規格について原案どおり改正するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議なしということですので、その旨、報告させていただきます。

この辺で10分ぐらい休憩ということでもいいですか。

○越野上席表示・規格専門官 よろしく申し上げます。

○阿久澤会長 それでは30分まで休憩とさせていただきます。

（午後 2 時21分休憩）

（午後 2 時30分再開）

○阿久澤会長 それでは、いるべき委員の方はいらっしゃいますので、再開させていただきます。

次に、ショートニングの日本農林規格と、精製ラードの日本農林規格、さらに食用精製加工油脂の日本農林規格の3つの規格でございますが、同じ構成員による原案作成委員会で議論されており、また、現行の規格からの見直しの内容が同じということですので、一括して審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 ありがとうございます。異議はないということですので、事務局からこの3つの規格について資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 よろしくをお願いいたします。資料7の4ページ目をお開けください。

まず「製品の流通実態」でございますけれども、ショートニングはほぼ100%が油脂成分でございます。製品の多くが無味無臭の半固体状、または液状のものでございまして、国内生産量は約20万5,000トンでございます。

規格の内容でございますけれども、「水分」「酸価」「ガス量」などの基準が定められております。

「品質の実態」ですけれども、入手できるものを検査したところ、全てJAS品に適合していたということでございます。

次に、資料の7－6ページ目をお開けください。ここに、格付数量のみを記載しております。注書きに書いていますように、母数がなかなかつかみ難いので数量的なものにしておりますけれども、平成23年度の格付数量は21万7,000トンでございます。

それで、その下の（3）の「規格の利用状況」でございますけれども、ショートニング

の製造業者35社のうち認定事業者が30者となっておりますということで、多くの事業者が認定事業者になっているということでございます。格付率も高く、JASの普及に一生懸命取り組んでいただいている業界だということでございます。

「規格の利用状況」でございますけれども、ショートニングは家庭用の流通がほとんどなく、ほとんどが業務用でございます。JAS規格は一部の製造業者、社内基準や取引基準、または商品設計をする際の基準として活用されているということでございます。

次に「改正案の概要」ですけれども、7－8ページ目をお開けください。

1の「規格の位置付け」でございますけれども、規格調査を踏まえまして引き続き標準規格として位置付けるということでございます。

「改正案の概要」につきましては、「「食品添加物」の改正」「「異物」の削除」「製造業者等の規定の改正」、これは先ほど説明したとおりでございますので説明は省略させていただきます。

次に、パブリックコメントの説明をさせていただきます。7－15ページ目をお開けください。5件ございました。回答が7－16ページ目でございます。ここに書かれている内容は、先ほど説明したものでございますので説明を省略させていただきます。

事前意図公告によるコメントはございませんでした。

次に、精製ラードの説明をさせていただきます。資料8の4ページ目をお開けください。

(1)の「製品の流通実態」でございますけれども、精製ラードは精製した豚脂、豚の脂を原料とした「純製ラード」と、精製した豚脂に食用油脂を混合した「調製ラード」の2つに分けられますということでございます。そして、「水分」「酸価」「よう素価」「ポーマー数」「融点」などの基準が定められていますということです。このポーマー数というのは、純製造ラードに混じりがないということを確認するための検査でございます。

次に「品質の実態」でございますけれども、流通品については全てJAS規格に適合していたということでございます。

8－6ページ目をお開けください。格付数量で「格付の状況」でございますけれども、表の3、平成23年度の格付数量は5万9,000トンになっていますということです。

(3)の「規格の利用状況」でございますけれども、精製ラードの製造業者35社のうち認定事業者18者となっています。

そして、JAS規格の利用状況ですが、精製ラードは家庭用の流通がほとんどなく、ほとんどが業務用でございます。JAS規格は一部の製造業者で社内基準や流通基準、商品設計する際の基準として活用されていますということでございます。

次に、8ページ目をごらんください。規格調査の結果を踏まえて「規格の位置付け」でございますけれども、引き続き標準規格に位置付けますということでございます。

改正内容につきましても、「「食品添加物」の改正」「「異物」の削除」「製造業者等の規定の改正」、いずれも先ほど御説明した内容と同じでございますので説明を省略させていただきます。

次に、パブリックコメントの概要でございますが、17ページをお開けください。同様に3件いただいております。回答は18ページをお開けください。ここに書かれている内容は既に説明させていただいたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

また、事前意図公告によるコメントはございませんでした。

以上が、精製ラードの説明でございます。

最後に、食用精製加工油脂の説明をさせていただきます。資料9の4ページ目をお開けください。

(1)の「製品の流通実態」でございます。食用精製加工油脂は「硬化油」「分別油」「エステル交換油」に分類され、マーガリン、ショートニングなどの原料に使われているということです。原料用でございます。「硬化油」「分別油」「エステル交換油」の中身は、このように書いています。説明は省略させていただきます。

次に規格の内容でございますけれども、「水分」「融点」「酸価」「過氧化物価」などの基準が定められているということでございます。

「品質の実態」でございますけれども、5ページ目です。全ての製品が流通して検査したもののについてはJAS規格に適合していたということでございます。

次に6ページ目をお開けください。「格付の状況」でございますが、表の3、平成23年度の格付数量は7万1,000トンですということでございます。

そして7ページ目、「規格の利用状況」でございますが、製造業者35社のうち認定事業者18者となっているということでございます。

「規格の利用状況」でございますが、これも全て業務用製品でございまして、原料を購入する実需者の購入条件の一部や製造業者での社内基準や取引基準、または商品設計をする際の基準として活用されているということでございます。

次に、9ページ目をお開けください。「改正案の概要」でございますけれども、1の「規格の位置付け」でございますが、引き続き「標準規格」と位置付けるということでございます。

改正の内容については、「食品添加物」の改正」「異物」の削除「製造業者等の規定の改正」「表示方法」の改正、この4項目でございます。1～2.(3)までについては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

(4)の「表示の方法」の改正というのは、「製造業者等の氏名又は名称及び住所の表示方法が規定されていなかったことから、追加」、これは何かといいますと、製造業者等を表示しなさいと規定した項目があったんですけれども、どういうふうに表示しなさいというのがなぜか抜けていたということで、これを補う、追加するという改正でございます。

パブリックコメントの結果でございますが、17ページ目をお開けください。受付件数が3件でございます。内容につきましては、18ページでございます。その内容は、ここに書かれているとおり、先ほど御説明させていただいたものですので説明は省略させていただきます。

きます。

事前意図公告によるコメントはございませんでした。

以上で、農林水産省からの説明を終わらせていただきます。

○阿久澤会長　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきましたこの3つの規格の改正原案を作成しました原案作成委員会における議論の概要の説明をお願いいたします。

○原案作成機関（本部）　引き続きまして、説明いたします。

ショートニング及び精製ラード並びに食用精製加工油脂、この3つの日本農林規格の確認等の原案作成委員会の概要を報告いたします。

この3つの日本農林規格の確認等の原案作成委員会は、マーガリン類と同様でございまして、高野克己東京農業大学副学長を委員長といたしまして、各分野の代表者10名の委員からなる合議体でございました。その事務局を、私どもFAMICが務めました。

委員会は、昨年10月11日及び11月21日の2回開催いたしました。

第1回目は規格の位置付けと改正事項の整理、第2回目の委員会では具体的な改正内容についての審議を行いました。

規格の位置付けにつきましては、3規格ともに標準規格として位置付けることが適当であることが議決されました。

次に、規格の改正につきましてはマーガリン類と同様に異物、食品添加物につきまして改正することが適当であるということが議決されました。

それに加えて、先ほど事務局から説明がございましたが、ショートニング、精製ラードにつきましては表示事項の文字の大きさの規定について品目横断的な表示事項である加工食品品質表示基準との整合性を図る観点から削除することが適当であるということが全会一致で議決されました。

それと、参考までに改正の検討をいたしましたが、改正に至らなかったものといたしまして、マーガリンと同様、内容量がございましたけれども、削除しないこととなりました。

また、個別の規格の内容改正といたしまして、ショートニングにおきまして2点ございました。

米油を原料としたショートニングについて、規格の基準として酸価というものがあるのですけれども、その酸価の測定をするときの滴定の指示薬について追加をしていただきたいという要望がございましたが、残念ながら米油の配合割合が明確でないということから今回は変更はいたしませんでした。

また、食品添加物以外の原材料といたしまして、乳脂を使用した製品について、ショートニングの格付の対象としてほしいという要望がございましたが、この乳脂を使用した製品の製造実態がつまびらかになっていないといいいましょいか、明確でないという実態がございまして、今回は変更いたしませんでした。

また、精製ラードにおきましては、JAS規格の測定方法について機器分析を用いた測定方

法を導入してほしいとの要望がございましたが、残念ながら測定方法の妥当性を確認する時間的な余裕がないことから、今回は変更を見送ったところでございます。

以上が、この3つの日本農林規格の確認等の原案作成委員会の審議の状況でございます。以上でございます。

○阿久澤会長 ありがとうございました。

3規格の改正案について、まとめた御説明でしたけれども、質問、御意見につきましてはその案件ごとに伺いたいと思います。

まず、ショートニングの日本農林規格の改正案について、御質問、御意見等はございますでしょうか。資料7でございます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 では、次に精製ラードの日本農林規格の改正案についての御質問、御意見はいかがでしょうか。これも、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 それでは、最後に食用精油加工油脂の日本農林規格の改正案についての御質問、御意見はいかがでしょうか。

特に御意見等はないようですので、ショートニングの日本農林規格、精製ラードの日本農林規格、それと食用精製加工油脂の日本農林規格の3規格について、原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 ありがとうございます。異議はないようですので、その旨、報告させていただきます。

それでは、次にチルドハンバーグステーキの日本農林規格、それとこれもまとめてですが、チルドミートボールの日本農林規格、果実飲料の日本農林規格、農産物漬物の日本農林規格、風味調味料の日本農林規格、最後にパン粉の日本農林規格、この6つの規格でございます。

まとめた理由なのですが、これらは平成23年度から24年度にかけて既に審議を行っております。しかし、その際、食品添加物について見直し方針が決まるまで改正を見送るとしていたものです。ですから、これらの規格の食品添加物の改正について、一括して審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 では、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局からこの6規格につきまして資料の説明をお願いいたします。

○越野上席表示・規格専門官 資料の10－3を見ていただきたいと思います。ここに「チルドハンバーグステーキの日本農林規格の見直しについて」ということで、「食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える規定にする」「異物の規定を削除する」というのは見直し基準に基づいてこのようにさせていただくということで、この改正

内容は会長から御説明いただきましたように、チルドハンバーグステーキからパン粉まで全部同じような改正でございます。説明内容は、先ほどの内容と一緒にございます。

それで、パブリックコメントも同じような内容ですが、説明させていただいたものでございますので省略させていただきます。

ただ、果実飲料で1点だけ、今までとパブリックコメントが違うところがございますので、その内容を若干御説明させていただきたいと思います。

資料12-39ページ目をお開けいただきたいと思います。39ページ目の一番下のほうですけれども、「濃縮果汁及びジュースは、使用される食品添加物が天然香料、酸化防止剤など一部のものに限定されることから、使用できる食品添加物を明記したほうが良いのではないか」ということでございます。使われている数が余り書いていないのでそのままにしたらどうだという御意見なんですけれども、これも随分内部で検討したのですが、法令上、やはり並びをとるということで、1個がよくて2個がいいのかということとはなかなか説明できないので、同様な改正にさせていただきましたということをここに説明させていただいております。

「今回の改正は、食品添加物の使用を必要最小限にすることをコーデックス規格の規定を引用する形で規定するものであり、現行のJAS規格において使用できる食品添加物が数種であっても同様の改正を行うこととしております」ということで説明させていただきたいと思います。

次です。「濃縮果汁は、原料用であり、ほとんどが輸入品であることから、食品添加物の使用量の記録や記録の保管を規定する必要があるのか」。輸入品でもする必要があるのかということでございますけれども、「記録の作成・保管は、食品添加物が適正な条件のもとで使用されていることを確認するために規定したもので、原料用の濃縮果汁の製造において使用された食品添加物についても適切に記録がなされている必要があります」と御説明させていただいております。

次に、「ジュースの偽和を防止するため、砂糖類、蜂蜜と酸味料の併用を禁止する規定を残してほしい」ということでございますが、20ページ目を見ていただきたいと思います。

20ページ目の現行規格、右側の一番右側ですけれども、食品添加物のところで「次に掲げるもの以外のものを使用していないこと」で、「1 酸味料（砂糖類及び蜂蜜を使用しないりんごジュースの場合に限る。）」ということですが、砂糖と蜂蜜を使ったものについては酸味料を使っちゃいけないという規定をここに設けています。

それはなぜかという、果実飲料というのは砂糖と酸味料があれば、あとはフレーバーを入れてしまうと同一ようなものができてしまうので、そういうことがないようにということで添加物のところにそういう偽和の規定を入れていたんですけれども、その部分は左側のほうを見ていただきますと「砂糖類及び蜂蜜」のところに同一ようなことを持ってきております。「酸味料を使用しないりんごジュースの場合に限る」ということで、現行規定を必要最小限でやっているのですからこのような使い方は当然できないことなんですけれども、

そこを明示的にしてほしいという要望がありましたので、パブリックコメントの意見を踏まえましてこのように改正させていただきましたという御説明です。これが、説明の内容でございます。

あとは、事前意図公告によるコメントは特段ございませんでした。

農林水産省からの説明は、これで終わらせていただきます。

○阿久澤会長 ありがとうございます。

この案件については、もう既に審議を行っているということから、原案作成委員会からの説明はないということですね。

そういうことで、これら6規格の改正案について御質問、御意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見等はないようですので、これら6規格について原案どおり改正するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○阿久澤会長 異議はないようですので、その旨報告させていただきます。どうもありがとうございました。

ここで、議題の（１）の審議結果について確認させていただきます。報告案の配付をお願いいたします。

（報告案配付）

○阿久澤会長 お配りした報告案はいずれも原案のとおりとなっておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

丸山委員、どうぞ。

○丸山委員 構造用パネルはありますか。

6番にありました。順番が違うんですね。失礼しました。

○阿久澤会長 そうですね。確かに審議したとおりではないのですが、どうも御指摘ありがとうございます。入っています。大丈夫ですね。全部入っていますね。

○丸山委員 了解です。

○阿久澤会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告案の一番上にあります「(案)」を削除して報告することといたします。

続きまして、議題（２）の「その他」になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

○越野上席表示・規格専門官 特にございません。

○阿久澤会長 どうもありがとうございました。

以上で、本日の全ての議題が終了いたしました。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

議事進行を、事務局のほうにお返しいたします。

○越野上席表示・規格専門官 阿久澤会長、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。御審議いただきました日本農林規格につきましては、速やかに告示ができるよう、所要の手続きを行ってまいります。

○村瀬委員 すみません。その手続きのほうで、今後の告示のスケジュールのイメージと、施行について何か猶予期間を設けるのか。即時施行なのかという部分について教えていただければと思います。

○越野上席表示・規格専門官 まず手続きの部分でございますけれども、今回審議していただいた結果を踏まえて、告示の手続きを進めさせていただきます。

それが手続きに大体3か月、場合によっては多少時間がかかることもあります。

2つ目に、猶予期間ということでございますけれども、今回の食品添加物の改正につきましては関連告示、または通知等も用意しなければいけない。既に用意しているんですけれども、それをまた業界の皆様と調整しながら進めていくという前提でさせていただきますので、一定の期間、これまた事業者の方々と相談をしながらさせていただくということでやっておりますので、体制が整わなければ中途半端な出発をしてもよくないことでございますので、それは事業者の方々と調整しながら猶予期間を定めていくということにさせていただきますたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(村瀬委員 うなづく)

○越野上席表示・規格専門官 では、以上をもちまして農林物資規格調査会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。